

# 大網白里市

## 景観形成ガイドライン

平成26年3月

大網白里市



# 目次

<b>1</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
	(1) ガイドラインの趣旨	1
	(2) ガイドラインの構成	1
	(3) 市の景観特性	2
<b>2</b>	<b>景観形成の目標と方針</b>	<b>3</b>
	(1) 景観形成の目標	3
	(2) 景観形成の基本方針	4
	(3) 地区別の景観形成の方針	5
	1) 地区の区分	5
	2) 地区別の方針	6
	①やま	6
	②まち	7
	③さと	8
	④はま	9
<b>3</b>	<b>届出対象となる地域区分と届出対象行為</b>	<b>10</b>
	(1) 届出対象となる地域区分	10
	(2) 届出対象行為	11
<b>4</b>	<b>景観形成ガイドライン</b>	<b>12</b>
	(1) 景観形成基準の各項目	12
	(2) 景観形成基準の解説	13
	(3) 色の基準	53
	(4) 届出の流れ	65



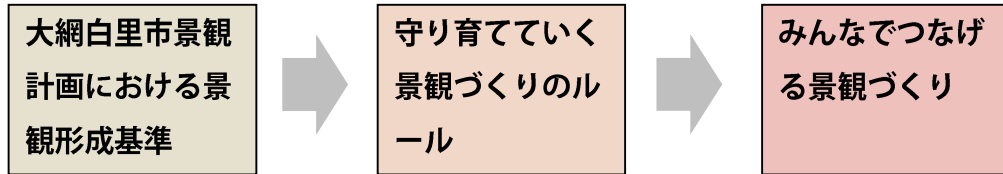


# 1 はじめに

## (1) ガイドラインの趣旨

大網白里市では平成 25 年度に景観計画を作成しました。本ガイドラインは、「大網白里市景観計画」で定めた市全域の景観形成基準の内容を中心に、その内容をわかりやすくイメージ図等を用いながら、基準の運用を効果的に行っていくことを目的に作成したものです。

市民や事業者の方が、建築物を建築したり工作物等を設置する際には、景観形成基準に示された各種ルールに基づき、場所ごとの景観特性に配慮した形態やデザインとする必要があります。



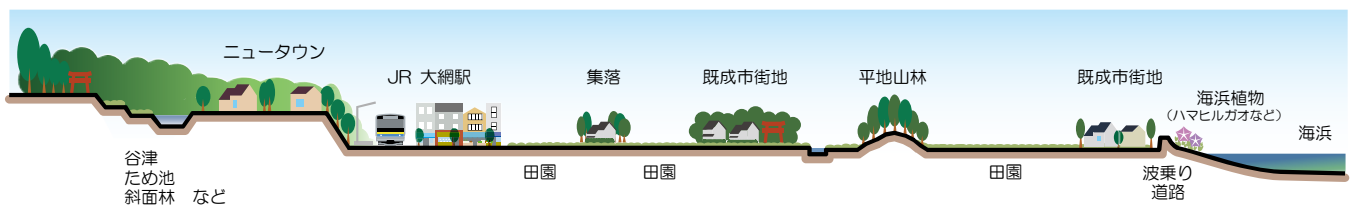
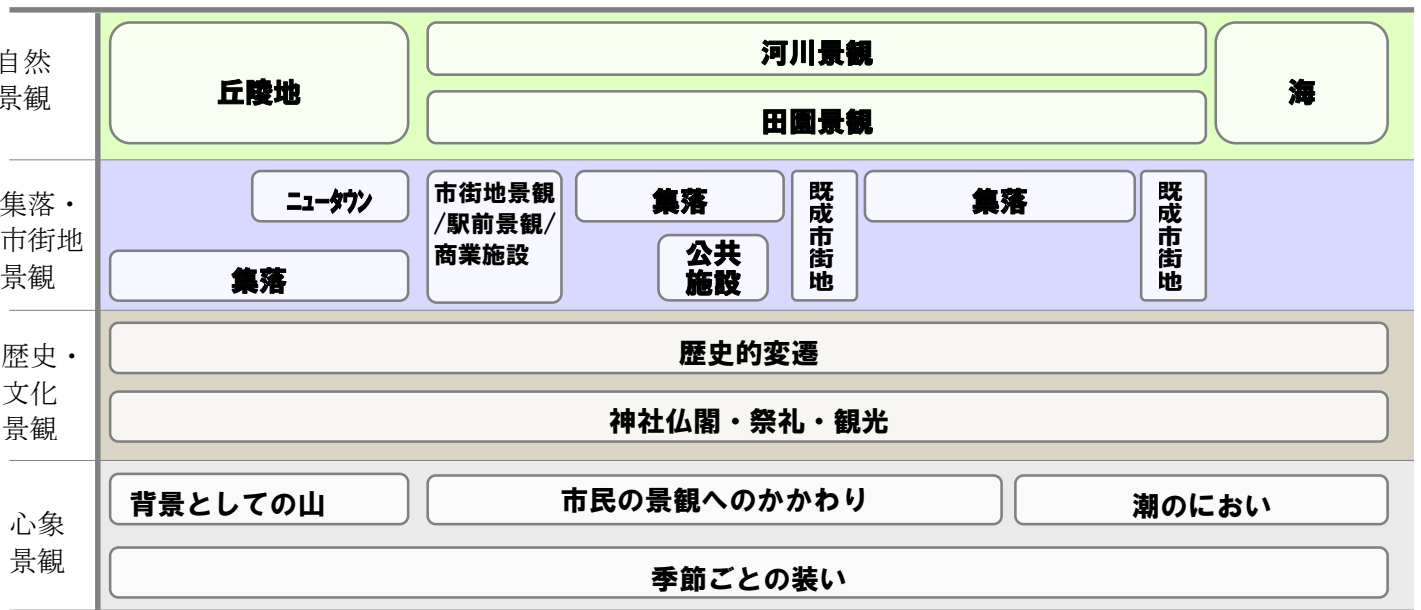
## (2) ガイドラインの構成

<p>2 景観形成の目標と方針</p>	<p>大網白里市景観計画では、景観形成の目標と基本方針を定めています。また、場所ごとに景観的な特性を持つ範囲を4つの“地域”という概念でとらえています。</p>	<p>市全域で共通に目指す景観形成の内容、各地域で大事にしたい景観資源や方針です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">まち</div> <div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">やま</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">さと</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">はま</div> </div> </div>
<p>3 届出対象となる地域区分と届出対象行為</p>	<p>地域ごとの景観特性や景観形成の方針を踏まえて、届出対象を2つに区分(市街化区域・市街化調整区域)としています。届出の対象となる行為も区分ごとに異なっています。</p>	<p>届出の対象は、行為の規模と場所によって異なります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>届出対象</p> <p>市街化区域</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>届出対象</p> <p>市街化調整区域</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>届出対象規模</p> <p><b>建築物：</b> 用途地域別に定める高さ又は面積以上</p> <p><b>工作物：</b> 高さ 15m 超</p> <p><b>開発行為：</b> 開発区域面積 1,000 m<sup>2</sup>以上</p> <p><b>土地の形質変更：</b> 変更面積 600 m<sup>2</sup>以上</p> <p><b>木竹の植栽又は伐採：</b> 面積 600 m<sup>2</sup>以上</p> <p><b>物件の堆積：</b> 面積 600 m<sup>2</sup>以上</p> <p><b>水面の埋立て又は干拓：</b> 面積 600 m<sup>2</sup>以上</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>建築物：</b> 専用住宅及び兼用住宅以外の全ての建築物</p> <p><b>工作物：</b> 高さ 15m 超</p> <p><b>開発行為：</b> 開発区域面積 1,000 m<sup>2</sup>以上</p> <p><b>土地の形質変更：</b> 変更面積 600 m<sup>2</sup>以上</p> <p><b>木竹の植栽又は伐採：</b> 面積 600 m<sup>2</sup>以上</p> <p><b>物件の堆積：</b> 面積 600 m<sup>2</sup>以上</p> <p><b>水面の埋立て又は干拓：</b> 面積 600 m<sup>2</sup>以上</p> </div> </div>
<p>4 景観形成ガイドライン</p>	<p>景観形成基準の内容に沿った整備イメージを図や写真を用いながら解説しています。</p>	<p>届出にあたって守るべき内容です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>景観形成ガイドライン</p> <p style="text-align: center;"><b>共通基準編</b></p> <p style="text-align: center;">市街化区域      市街化調整区域</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>建築物・敷地利用編</b></p> <p style="text-align: center;">市街化区域      市街化調整区域</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>その他の基準編</b></p> <p style="text-align: center;">市街化区域・市街化調整区域共通</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>色の基準</b></p> <hr/> <p style="text-align: center;">届け出のフロー</p> </div>

### (3) 市の景観特性

本市の景観は、地形構造や市街地の街並み、市内に広く存在する歴史観光資源の存在等、場所ごとに特徴があります。市内には、谷津田、平地部の山林、寺社境内の樹々、浜辺の色づく海浜植物など、あらゆる場所に緑が存在する中で、周囲の環境や歴史・文化と相まって、その場所固有の景観を生み出しています。

以上を踏まえると、場所ごとに景観的な特徴を持つ一定の範囲は、「やま」「まち」「さと」「はま」という4つの“地域”という概念で捉えることができます。(※地域ごとの景観特性を次ページ以降に整理します。)

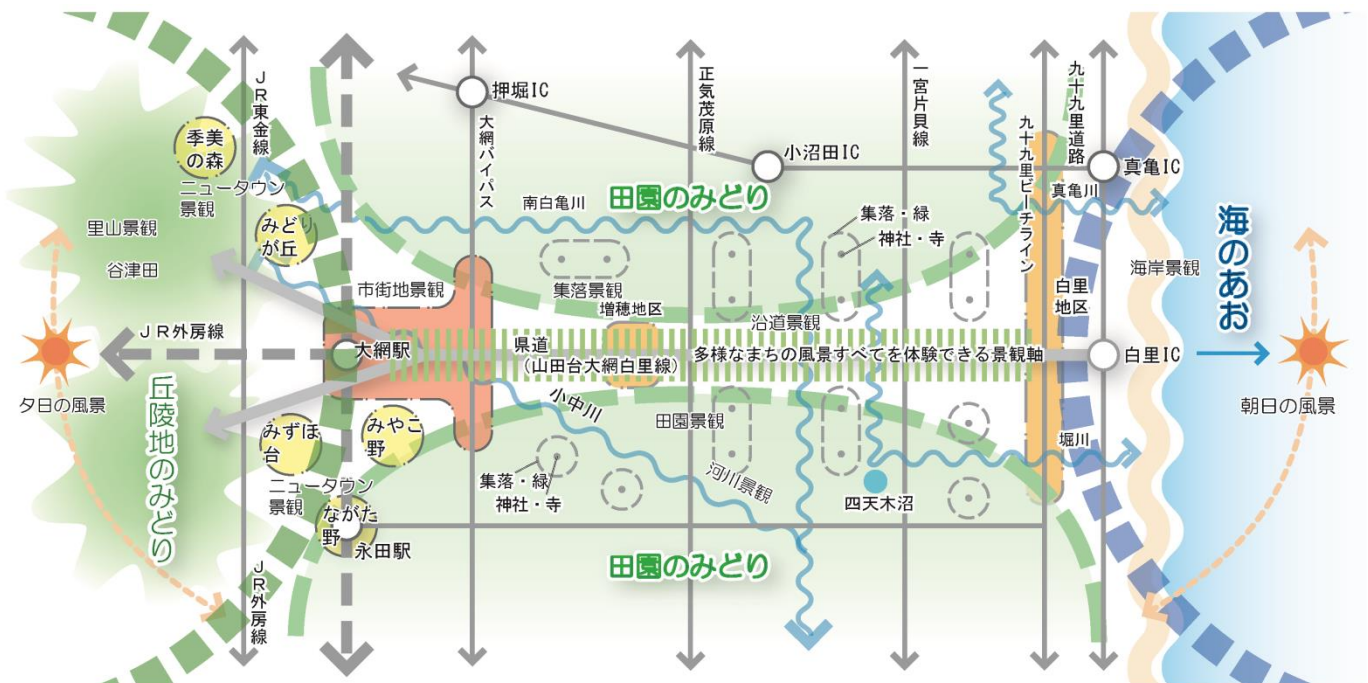


## 2 景観形成の目標と方針

### (1) 景観形成の目標

「やま」「まち」「さと」「はま」が  
みどりでつながる みんなでつなげる景観づくり

- ・ わたしたちのまち大網白里市は、地形の構造から、やま（丘陵部）、さと（田園部）、はま（海浜部）など、地形の特徴を活かした多様な風景があります。
- ・ その中に、人々が生き生きと行きかう、賑わいの感じられるまち（市街地や集落）や寺社などの歴史的資源が存在し、地域をさらに特徴づけています。
- ・ このように人々の生活・活動や歴史文化に培われ、空と緑がやわらかく風景を包み込み、やまからはま（海）に向けて、少しずつ移り変わるようすが大網白里の景観の特徴です。
- ・ これらの特徴的な景観を、守り、育てていくためには、市民の意思と想いを結集し、みんなで大網白里の景観づくりを考え、行動していく必要があります。
- ・ 以上のことを踏まえ、景観形成の目標を“「やま」「まち」「さと」「はま」がみどりでつながる みんなでつなげる 景観づくり”としました。



## (2) 景観形成の基本方針

景観形成の目標に基づき、大網白里市の景観特性を活かした良好な景観を形成するため、5つの基本的な方針を定めます。

良好な景観とは、一度創ってしまえば完成するものではなく、日々の生活の中で育まれてゆくものです。そのため、市の景観形成に関わる全ての人が、身近な風景に愛着を持ち、継続的に景観づくりに取り組むことが重要です。

このような観点から、市民・事業者・市それぞれが主体となり、これらの基本方針を景観づくりの“規範”として捉え、自ら良好な景観づくりに取り組んでいく意識を持つことが大切です。

### ■景観形成の5つの基本方針

1

#### 周辺の緑との調和を図りましょう

○丘陵部の山林や棚田、田園部の田畑や屋敷林、海浜部の海浜植物等、を特徴づける緑と一体となつてうおいを創出する。

2

#### 市の良好な景観資源を守りましょう

○大網白里市の歴史を物語る、有形・無形の歴史的・文化的資源を維持・保全する。

3

#### 良好な眺望の連続性を維持しましょう

○地形の起伏や生業に由来する、見渡す限りの広々とした景色を妨げないようにしましょう。

4

#### 人の活気あふれる、賑わい風景を育てましょう

○人の活動が景観づくりの原動力となる、街なかの賑わいを創出し、演出する。

5

#### 住民みずから景観の維持管理をしましょう

○身近な庭先の手入れ、敷地内の庭の使い方等を工夫する。

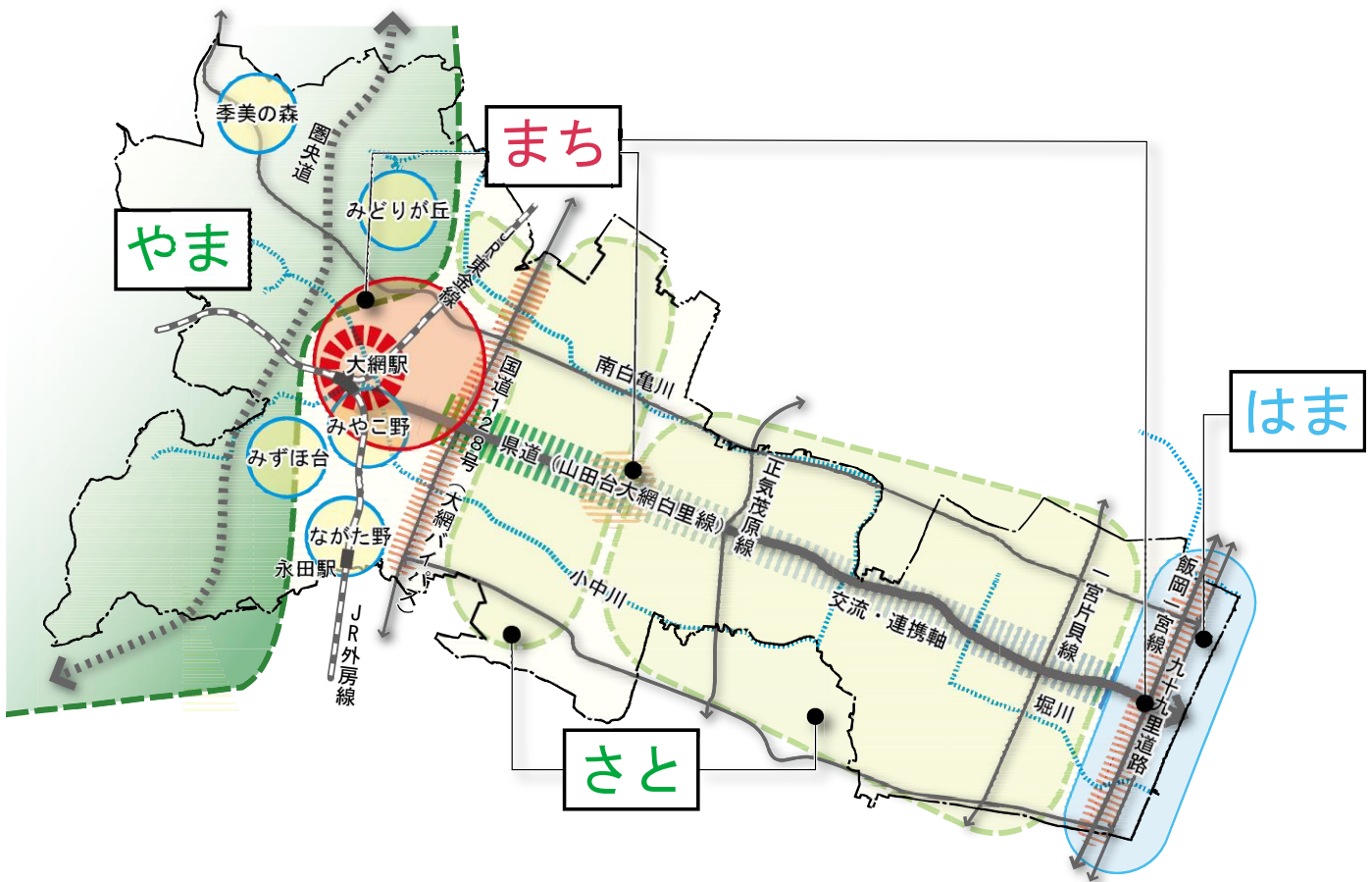
### (3) 地区別の景観形成の方針

#### 1) 地区の区分

景観計画では、景観形成の目標や、基本方針など、市の景観づくりの基本となる考え方を定めています。中でも地区別（下図の「やま」「まち」「はま」「さと」の4地域）の景観形成方針は、大網白里市の景観特性を踏まえて、将来に向けてどのように景観を目指すかを定める、市内での景観形成の基本的な考え方です。

事業者のみなさんは、この地区別方針に従って、場所の景観特性に応じた景観づくりを行っていきましょう。

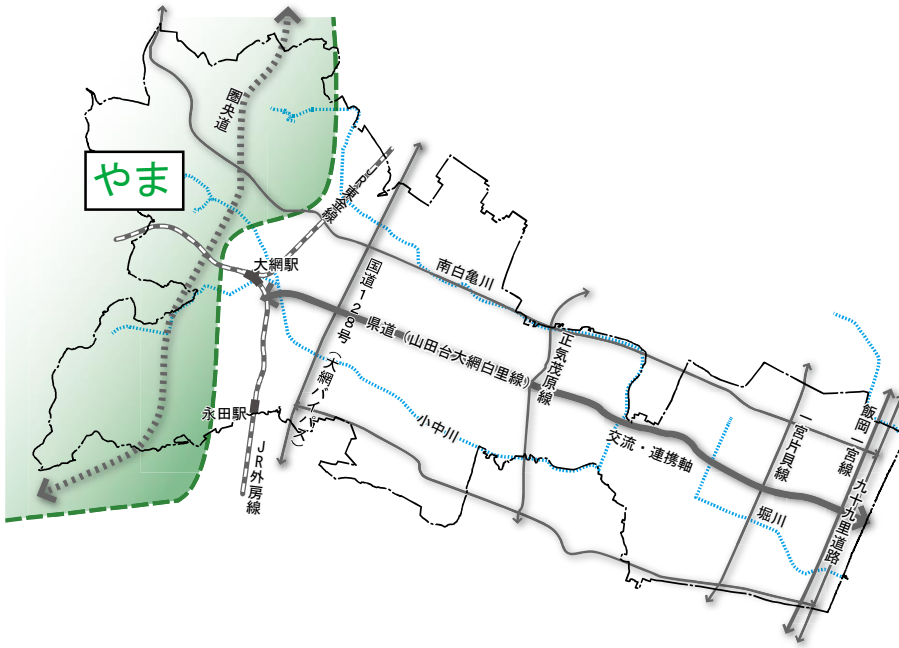
#### ■景観特性に応じた地区の区分





## 2) 地区別の方針

### ①やま



#### ～景観特性～

- 周辺の緑豊かな環境に調和した新市街地や街路樹などが美しい景観
- 萱野（かやの）の棚田～斜面林～ため池～蛭など、やまの自然資源が一体となってかたちづくる、独特の生態系が織り成す景観

#### ～景観形成方針～

丘陵地の山並み、緑を活かした景観づくりを進めます。

##### 【景観誘導の方向性】

- “さと” や “まち” からみた、“やま” の緑がまちなみの背景となる、良好な自然（山林、里山）の管理
- 山林の緑あふれる景観に調和する建物の景観誘導

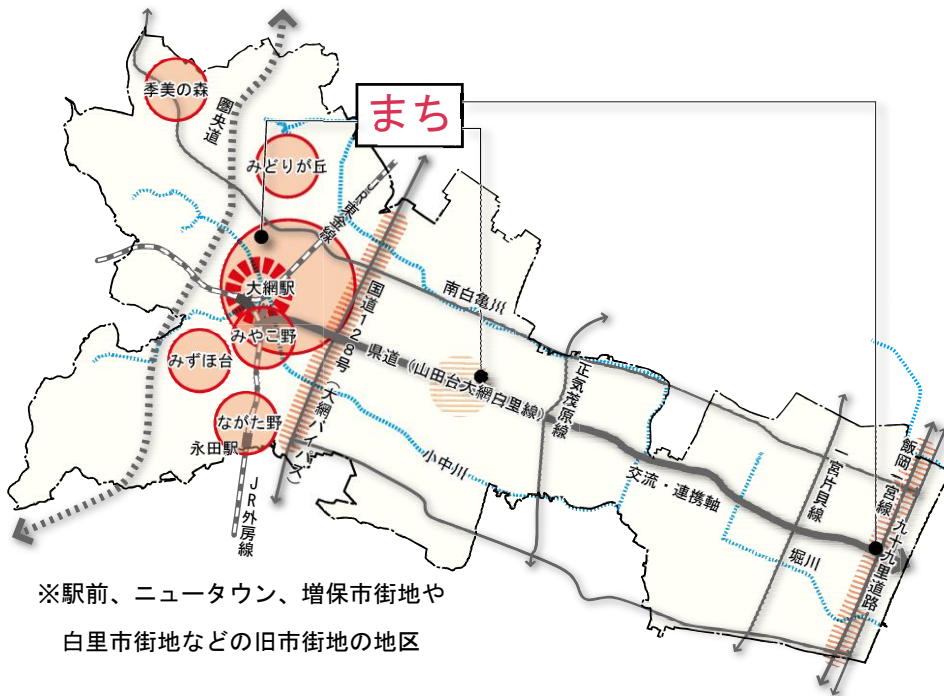
里山など、まとまった緑を保全し、生活の中に溶け込む景観づくりを進めます。

##### 【景観誘導の方向性】

- 棚田、里山等の良好な緑資源がいつも身近に感じることができるよう、これらを積極的に保全する
- 地域の良好な資源周辺の建築物等は、これら資源との調和を図る



②まち



※駅前、ニュータウン、増保市街地や  
白里市街地などの旧市街地の地区

～景観特性～

- ・大網駅を中心として、商業機能・行政機能・住宅機能および都市基盤がコンパクトに配置された市街地景観
- ・大網市街地や白里市街地周辺は、店舗や観光資源が分散した賑わいに欠ける景観
- ・計画的な住宅団地は、緑も多く、住民も熱心に手入れを行っている、良質な住宅地景観

～景観形成方針～

まちの顔となる大網駅周辺の賑わいとうるおいの景観づくりを進めます。

【景観誘導の方向性】

- ・大網白里市の玄関口としてふさわしい、賑わいを演出する良質な建物デザイン等の誘導
- ・賑わいの中にも、身近な緑の潤いの感じられる景観の創出

大網白里に活力ある風景を呼び戻す、賑わいの景観づくりを進めます

【景観誘導の方向性】

- ・大網駅周辺の市街地や白里海岸周辺の市街地など、店舗や観光の集積による賑わいの感じられる街並みを創出

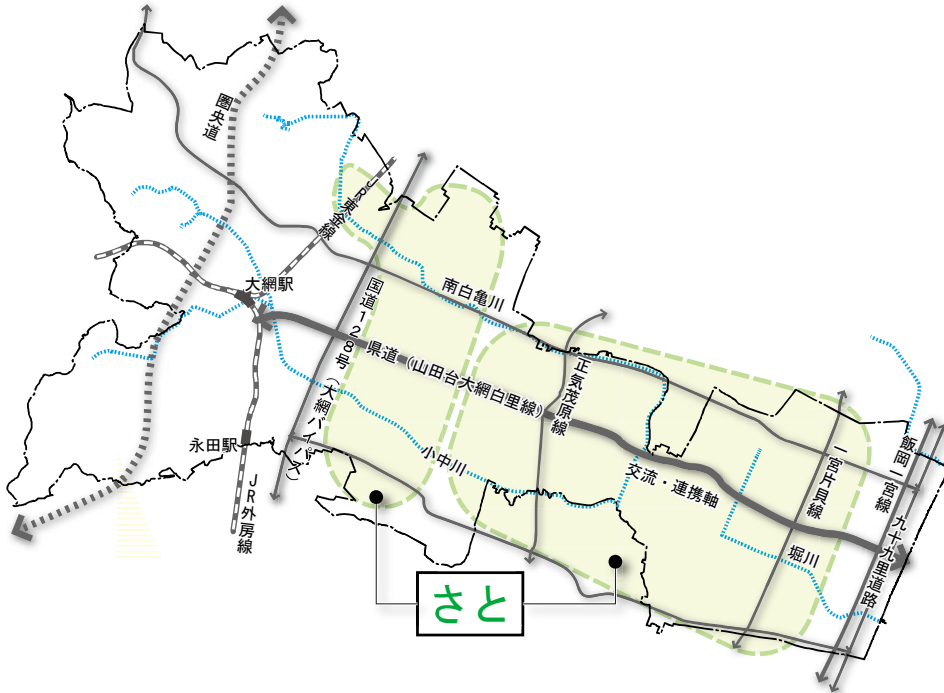
市街地の特性に応じた街並みを形成するまとまりある景観づくりを進めます。

【景観誘導の方向性】

- ・永田・増穂の戸建て住宅地、ニュータウン等の良好な住宅地の緑の連続など、ゆとりと一体感のある街並みの継承
- ・地域の良好な資源周辺の建築物等は、これら資源との調和を図る



③さと



～景観特性～

- 屋敷林等を伴う趣のある集落の景観
- 鎮守の森やランドマークとなる大樹を伴う神社仏閣の景観
- 連続する田園と田園越しに見えるやまの緑や場所によって遠くに見える富士山への眺望景観

～景観形成方針～

自然と共生してきた集落の良好な景観を活かす・育てる景観づくりを進めます。

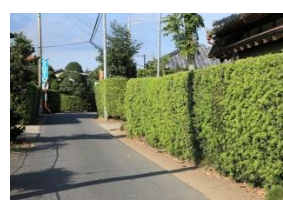
【景観誘導の方向性】

- 市のなりわいを担ってきた農業が織り成す田園風景、生活やコミュニティの中心である神社など、市の共生の歴史を物語る資源を継承

広がりある伸びやかな田園風景の維持・向上に向けた景観づくりを進めます。

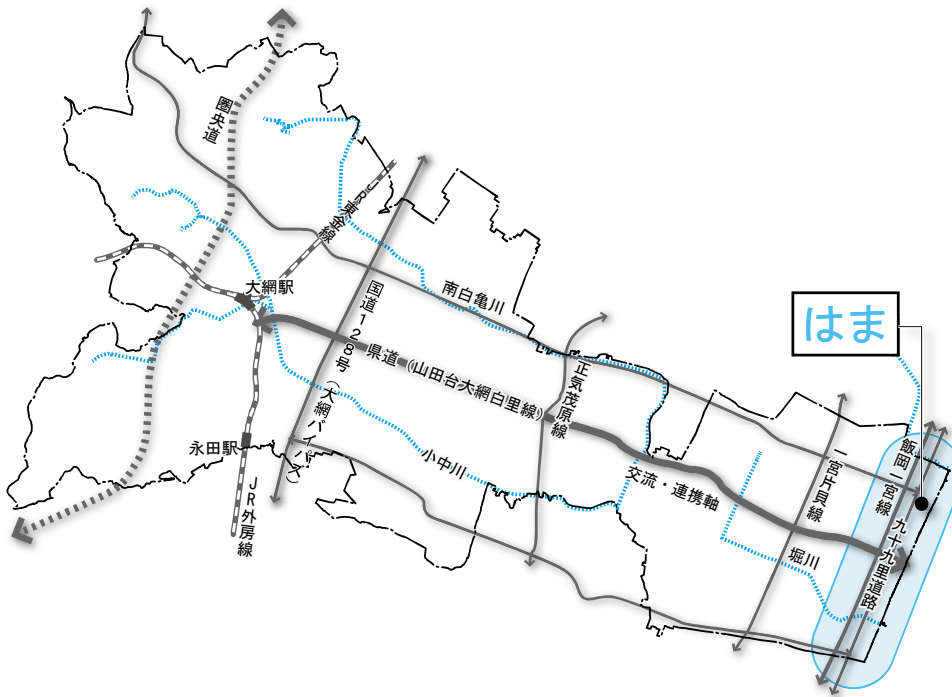
【景観誘導の方向性】

- 増穂地域など広々とした田園風景を守りつづけるための、周辺の景観に調和した建築物等の誘導





④はま



～景観特性～

- 浜辺から眺める海岸線の景観
- 季節の移ろいを感じさせる、海浜植物や人々の賑わい景観
- 空と海の広がりを感じることができる景観の眺望景観

～景観形成方針～

空と海・砂浜の広がりと共に共存・調和した景観づくりを進めます。

【景観誘導の方向性】

- 白里海岸沿いに広がる空や海の色合いと調和した、建築物の色、規模等の誘導
- ハマヒルガオなど、浜辺に四季折々の彩りを与える海浜植物や、ウミガメの産卵地など、浜辺特有の良好な資源や風景を守り続ける

海浜の良好な雰囲気阻害しない、良質な沿道景観づくりを進めます。

【景観誘導の方向性】

- 海浜部に集積する、市の観光関連産業や商業が、沿道の街並みの雰囲気を一層高める景観づくり



### 3 届出対象となる地域区分と届出対象行為

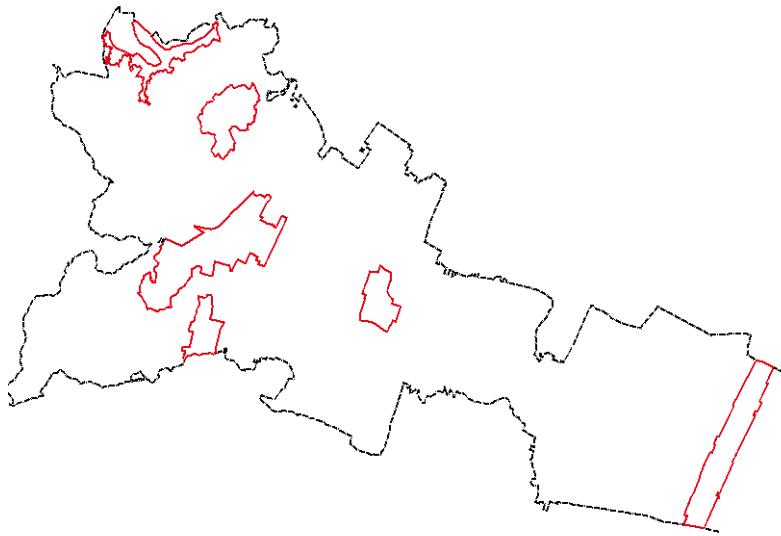
#### (1) 届出対象となる地域区分

届出対象となる地域区分は、“市街化区域”と“市街化調整区域”の2つです。この2区分ごとに、届出対象となる行為が異なります（「(2) 届出対象行為」。）

各地区での建築物等の建築に当たっては、「4景観形成ガイドライン」で示すガイドラインに沿ったものとしてください。さらに、「2地区別の景観形成の方針」の地区別方針の内容を十分に踏まえたものとするよう努めましょう。

区分	区分の特徴
<b>市街化区域</b> 景観形成を積極的に図っていく区分	ニュータウン、駅前、増穂市街地、白里市街地など、すでに一定の密度で建物が建ち並ぶ地区。（主として“まち”が該当します）
<b>市街化調整区域</b> 今ある良好な景観資源を保全し、調和を図る区分	田園や丘陵地の自然、砂浜が広がる地区で、市街化区域以外のすべての地区。（主として、“やま”“さと”“はま”が該当します）

#### ■届出対象となる地域の区分



凡 例	
	市街化区域
	市街化調整区域

#### ■届出対象となる地域の区分と地区別方針の関係



## (2) 届出対象行為

景観計画区域における建築物等のうち、届出が必要となる行為は、次のとおりとします。

### ○市街化区域

届出対象行為	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	(1) 第一種低層住居専用地域：軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物 (2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域又は第二種住居地域：高さが10メートルを超える建築物 (3) 準工業地域又は近隣商業地域：高さが15メートルを超える建築物 (4) 商業地域：高さが20メートルを超える建築物 (5) 上記にかかわらず、延床面積が500㎡を超える建築物
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・高さが15メートルを超える工作物
開発行為 <sup>(*1)</sup>	・開発許可申請が必要な開発行為すべて(1000㎡以上)
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・変更に係る土地の面積が600㎡以上のもの
木竹の植栽又は伐採	・600㎡以上の木竹の植栽又は伐採
屋外における土石、廃棄物 <sup>(*2)</sup> 、再生資源 <sup>(*3)</sup> その他の物件の堆積	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その用途にかかる面積が600㎡以上のもの
水面の埋立て又は干拓	・600㎡以上の事業区域における水面の埋め立て又は干拓

(\*1) 都市計画法第4条第12項に規定するもの。

(\*2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物。

(\*3) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源。

### ○市街化調整区域

届出対象行為	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・専用住宅及び兼用住宅を除くすべての建築物。ただし、これに付随する車庫、農機具等収納施設 <sup>(*4)</sup> を保管する倉庫等は対象としない。
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・高さが15mを超える工作物
開発行為 <sup>(*1)</sup>	・開発許可申請が必要な開発行為すべて(1,000㎡以上)
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・変更に係る土地の面積が600㎡以上のもの
木竹の植栽又は伐採	・600㎡以上の木竹の植栽又は伐採
屋外における土石、廃棄物 <sup>(*2)</sup> 、再生資源 <sup>(*3)</sup> その他の物件の堆積	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その用途にかかる面積が600㎡以上のもの
水面の埋立て又は干拓	・600㎡以上の事業区域における水面の埋め立て又は干拓

(\*1) 都市計画法第4条第12項に規定するもの。

(\*2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物。

(\*3) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源。

(\*4) 農機具等収納施設とは、都市計画法施行令第20条2項に基づくものをいう。

# 4 景観形成ガイドライン

## (1) 景観形成基準の各項目

届出対象行為の種類に応じて、配慮すべき景観形成基準を解説します。

大きくくりとしては、すべての届出対象行為で配慮すべき「A 共通編」、建築物の新築等で配慮すべき「B 建築物・敷地利用編」、工作物の新築等の建築物・敷地利用以外の行為である「C その他の基準編」の3つです。

◆表一 景観形成基準の項目

景観形成基準の項目		Iまち (市街化区域)	IIやま・さと・はま (市街化調整区域)	
【A 共通編】共通基準		●	●	
【B 建築物・ 敷地利用編】	(ア) 位置配置など	●	●	
	(イ) 形態意匠	i) 基本的事項	●	●
		ii) 高さ	●	●
		iii) 壁面・開口部など	●	●
		iv) 屋根	—	●
		v) 建築設備	●	●
		vi) ベランダなど	●	●
	(ウ) 色彩	●	●	
	(エ) 材料	●	●	
	(オ) 照明	●	●	
	(カ) 敷地囲障	●	●	
	(キ) 緑化(植樹・植栽)	●	●	
	(ク) 駐車場等※	●	●	
(ケ) 広告物など	●	●		
【C その他の 基準編】	(ア) 工作物		●	
	(イ) 開発行為		●	
	(ウ) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		●	
	(エ) 木竹の植栽又は伐採		●	
	(オ) 屋外における土石、廃棄物 <sup>(*2)</sup> 、再生資源 <sup>(*3)</sup> その他の物件の堆積		●	
	(カ) 水面の埋立て又は干拓		●	

●印：景観形成基準を定める項目

※駐車場等は以下のものが該当

- ・路外駐車場(駐車場法第2条に基づく駐車場)
- ・商業施設や病院等の駐車場
- ・特定の駐車マスを指定せず定期券や回数券を発行する月極駐車場
- ・コインパーキング

■景観形成基準を適用する部分（主に、市街化区域内の集合住宅の例）

位置配置など

形態意匠

色彩

材料

照明



(2) 景観形成基準の解説

- 続くページ以降、A. 共通編、B. 建築物・敷地利用編、C. その他の基準ごとに、景観形成基準の解説をします。
- A～Cそれぞれで、「景観形成基準」「景観形成基準の各項目の解説（イメージ図・望ましい詳細基準）」を解説していきます。

# A 共通編

## ① 共通編に関する景観形成基準

まち	(市街化区域)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 景観形成の基本方針や、地区別の景観形成の方針などを守り、周辺の多様な魅力を備えた景観に調和する景観の形成を図る。</li><li>• 場所の特性に応じて存在するみどりや、地域間のつながりに配慮した眺望景観の保全に配慮する。</li></ul>
やま・さと・はま	(市街化調整区域)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 景観形成の基本方針や、地区別の景観形成の方針などを守り、周辺の多様な魅力を備えた景観に調和する景観の形成を図る。</li><li>• 田んぼや山林など、場所の特性に応じて存在するみどりや、地域間のつながりに配慮した眺望景観の保全に配慮する。</li></ul>



## ②共通編の景観形成基準の各項目の解説（イメージ図、望ましい詳細基準）

## 1) まち（市街化区域）

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成の基本方針や、地区別の景観形成の方針などを守り、周辺の多様な魅力を備えた景観に調和する景観の形成を図る。</li> <li>・場所の特性に応じて存在するみどりや、地域間のつながりに配慮した眺望景観の保全に配慮する。</li> </ul>
----	--

・p.7 に記述している「まち」の景観形成の方針を十分に踏まえたものとして下さい。

<b>駅周辺</b>	 <p>空の広がりを感じられる駅前広場</p>	 <p>ゆとりある沿道の街並み</p>
<b>ニュータウン</b>	 <p>うるおいある住宅地が形成されている駅隣接型の住宅地</p>	 <p>“やま”に接し、周辺景観と調和した良好な住宅地</p>
<b>既成市街地</b>	 <p>田園風景にとけこんだ落ち着きある住環境</p>	 <p>地域特有の塙が立ち並ぶ住宅地</p>

## 2) やま・さと・はま（市街化区域）

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観形成の基本方針や、地区別の景観形成の方針などを守り、周辺の多様な魅力を備えた景観に調和する景観の形成を図る。</li> <li>・ 田んぼや山林など、場所の特性に応じて存在するみどりや、地域間のつながりに配慮した眺望景観の保全に配慮する。</li> </ul>
----	---

○p.6（やま）、p.8（さと）、p.9（はま）に記述している景観形成の方針を十分に踏まえたものとして下さい。

<b>やま</b>	 <p>一面に広がる水田に斜面林が帯状に重なる丘陵部</p>	 <p>背景の山林・棚田に朱色の鳥居が映える熊野神社</p>
<b>さと</b>	 <p>田園風景の移り変わりで四季が感じられる田んぼのあぜ道</p>	 <p>昔ながらの屋敷林や神社が田園風景になじんだ良好な景観</p>
<b>はま</b>	 <p>夏には海水浴客でにぎわい、色彩豊かな風景をつくり出す白里海岸</p>	 <p>砂浜に色づく花“ハマヒルガオ”</p>



## B 建築物・敷地利用編

### ①まち（市街化区域）建築物・敷地利用編

#### 1) まち（市街化区域）の景観形成基準

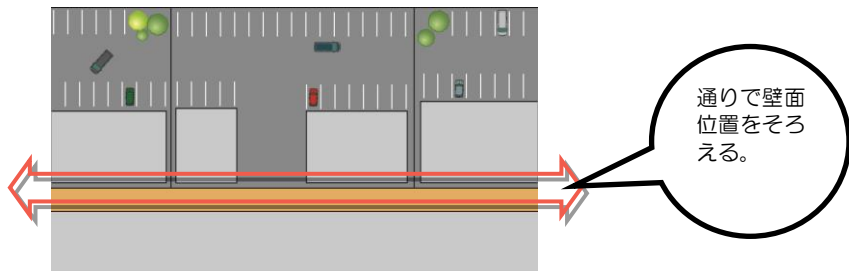
建築物	位置配置など	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の壁面の位置は、隣接する建物の位置に調和させるなど、街並みの連続性に配慮する。</li> <li>建築物の配置は、樹木や河川など、優れた景観資源に近接して建築物を建築する場合は、遮蔽したり、違和感、圧迫感を与えることのないよう工夫する。</li> </ul>	
	形態意匠	基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の形態・意匠は、周辺のみどりや街並みとの調和を図るため、過度な装飾や単調なデザインは避ける。</li> </ul>
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の高さは、良好な眺望点周辺においては、眺望景観を阻害しないよう高さを抑える。</li> <li>建築物の高さは、周辺の街並みから突出したものとしなない。</li> </ul>
		壁面・開口部など	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の壁面は、通りに対する圧迫感を軽減するため、長大な壁面は避け、分節化などの工夫をする。</li> </ul>
		建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築設備は通りから直接見えない位置に配置する。</li> <li>やむを得ず通りに面して設備を設置する場合は、できる限り目立たないよう植栽で修景したり、設備の背景と同調する色彩で着彩するなど工夫すること。</li> </ul>
	ペランダなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外階段、ペランダなど、建物付帯物については、建築物本体との調和を図りながら、周辺の街並みに配慮した形態意匠などの工夫をすること。</li> </ul>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の屋根、外壁などの色彩は、周囲に存在するみどりになじむ低彩度を基本とする。また、別表に定める範囲以外の色彩は使用しないこと。ただし、石材、木材、煉瓦などの自然素材による材料本来の素材色は除く。</li> <li>高彩度色や蛍光色等の発色する色彩など、周囲に対して著しく目立つ色彩を使用する場合は、できる限り使用する面積を抑えるとともに、全体を引き締める強調色（アクセントカラー）として使用する。</li> </ul>	
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観との調和に配慮しながら、石材、木材、煉瓦などの自然素材または、自然素材の風合いが出る材料を用いるよう努める。</li> </ul>		
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LEDビジョンなど）、サーチライトなどを設置する場合は、周辺景観との調和及び夜間景観に十分配慮する。</li> <li>大網駅周辺等の商業店舗の集積する場所では、照明装置やショーウィンドウ等の活用により、昼とは異なる洗練された夜間の賑わい形成に寄与する景観の演出に努める</li> <li>住宅団地等に近接する場所では、落ち着いた景観や環境を損ねないよう、過度な照明の使用は避けるよう努める。</li> </ul>		
敷地利用	敷地困障	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の境界を塀などで囲う場合には、塀など、九十九里平野由来の生垣を採り入れるなど、地域の景観づくりに配慮したものとす。</li> </ul>	
	緑化（植樹・植栽）	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に既存の樹木がある場合は、保存に努める。</li> <li>敷地内はできる限り緑化する。また、緑化する場合は、通りに面して緑を配置するなど、街並みのうまい創出に寄与するよう工夫する。</li> </ul>	
	駐車場等※	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場等を設置する場合は、表示看板等のデザインや出入り口の位置の工夫、通りからの見え方に配慮した敷地内部の緑化など、周辺環境との調和に配慮する。</li> </ul>	
	広告物など	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料とすること。</li> <li>独立して設置する広告物の足元には、緑化を施すよう努めること。</li> <li>その他、千葉県屋外広告物条例の規定に準ずること。</li> </ul>	

2) まち（市街化区域）建築物・敷地利用の景観軽視絵基準の各項目の解説（イメージ図・望ましい詳細基準）

(ア) 位置配置など

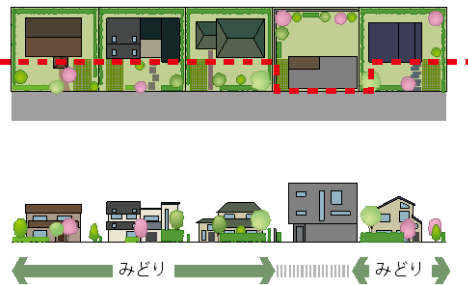
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の壁面の位置は、隣接する建物の位置に調和させるなど、街並みの連続性に配慮する。</li> <li>・ 建築物の配置は、樹木や河川など、優れた景観資源に近接して建築物を建築する場合は、遮蔽したり、違和感、圧迫感を与えることのないよう工夫する。</li> </ul>
----	---

○駅周辺の通り沿いでは、隣接する建築物と壁面の位置をそろえるなど、街並みの連続性を形成しましょう。

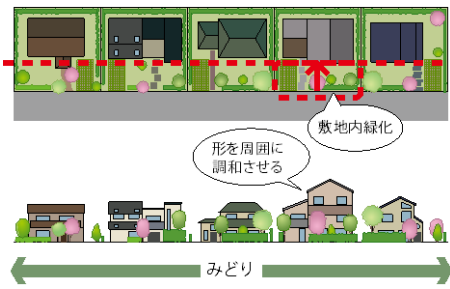


○ニュータウンや既成市街地周辺では、周囲の建物位置に配慮して、道路等の公共空間から距離を取った配置としましょう。

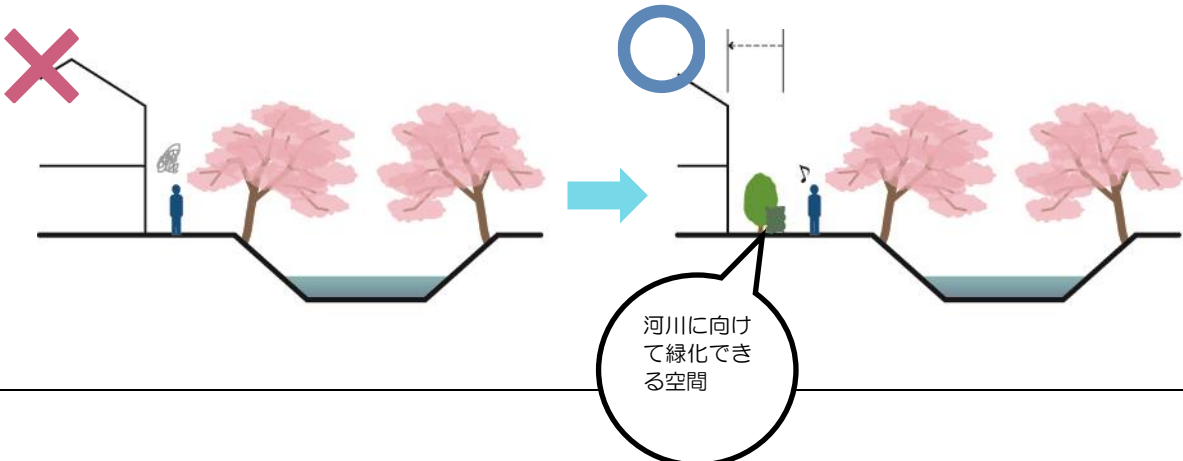
✗ 通りに面して建物を配置すると、周囲に調和したみどりを植える余裕ができません。



○ 建物位置の工夫で、植栽空間を確保することができます。



○河川沿いや既存の樹木の周囲では、敷地境界から十分に距離をとりましょう。

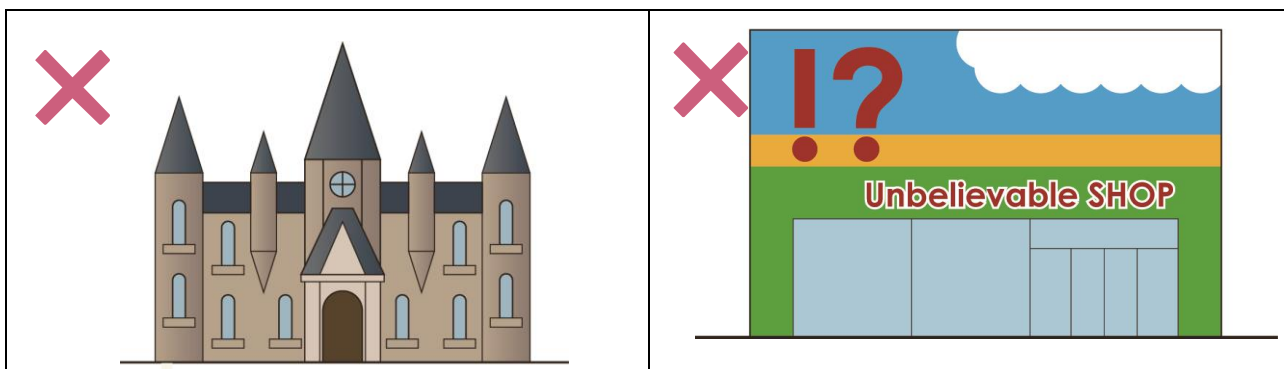


## (イ) 形態意匠

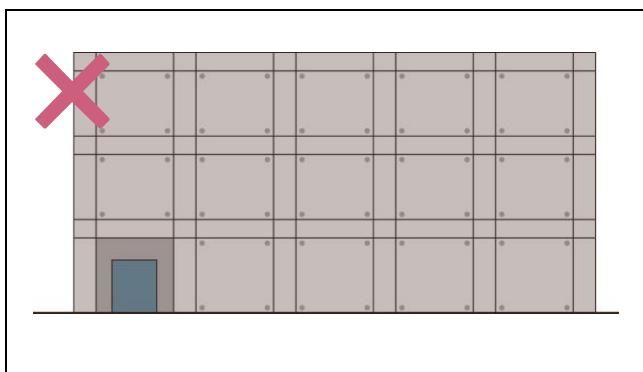
## i) 基本的事項

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の形態・意匠は、周辺のみどりや街並みとの調和を図るため、<b>過度な装飾</b>や<b>単調なデザイン</b>は避ける。</li> </ul>
----	--

## [過度な装飾の例] お城のような外観、平面的な外観デザイン



## [単調なデザイン] 画一的な壁面

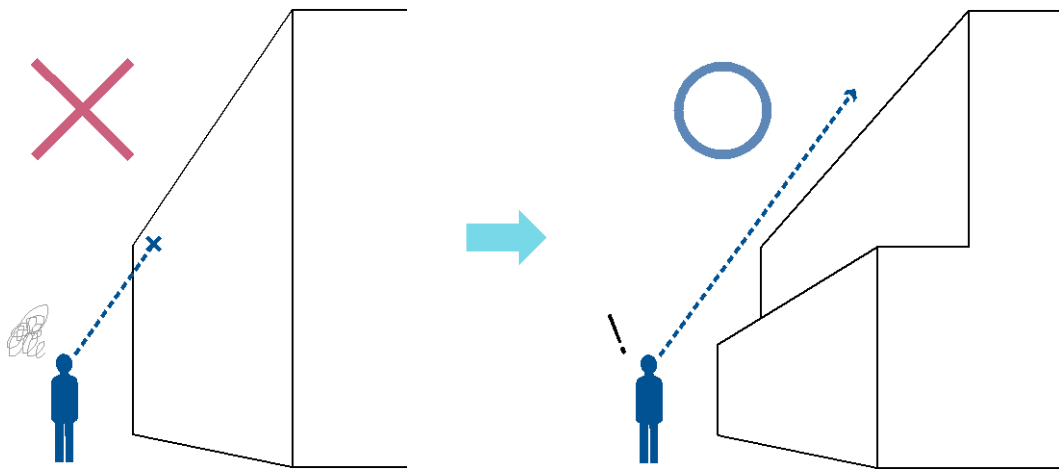


## ii) 高さ

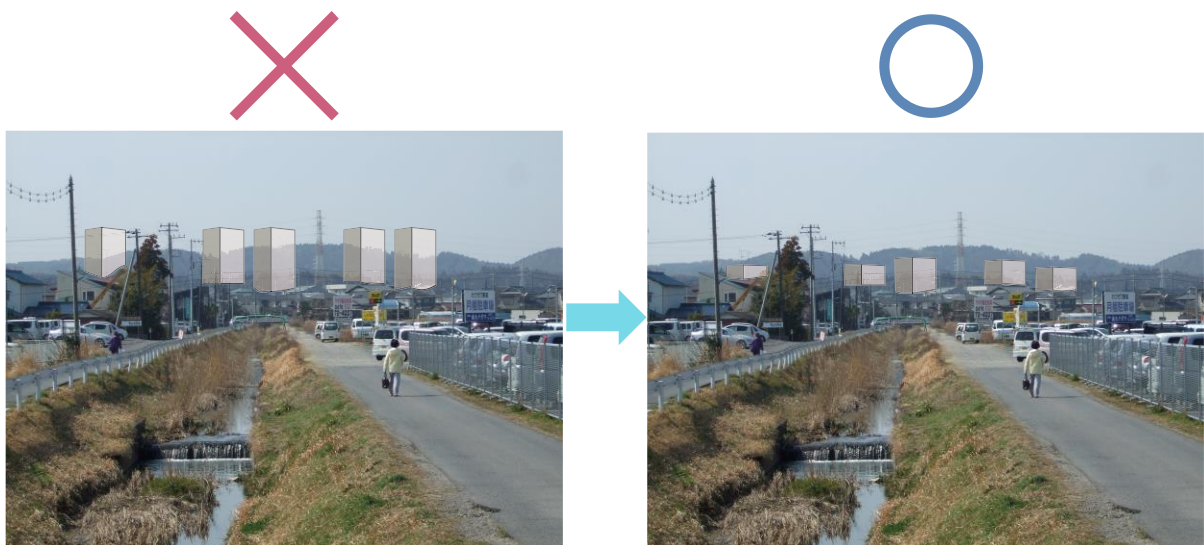
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さは、良好な眺望点周辺においては、眺望景観を阻害しないよう高さを抑える。</li> <li>・建築物の高さは、周辺の街並みから突出したものとしな</li> </ul>
----	--

○大網駅前の広場などの公共空間、幹線道路、要害山などの眺望景観を阻害しないよう、周辺に突出した建物を避け、視点場からの高さに配慮しましょう。

○やむをえない場合には、上層部の壁面を通りから後退させるなど形態に配慮しましょう。



○遠くに見える景観資源（山の稜線等）を阻害することの内容、眺望景観に配慮した高さとしましょう。



## iii) 壁面・開口部など

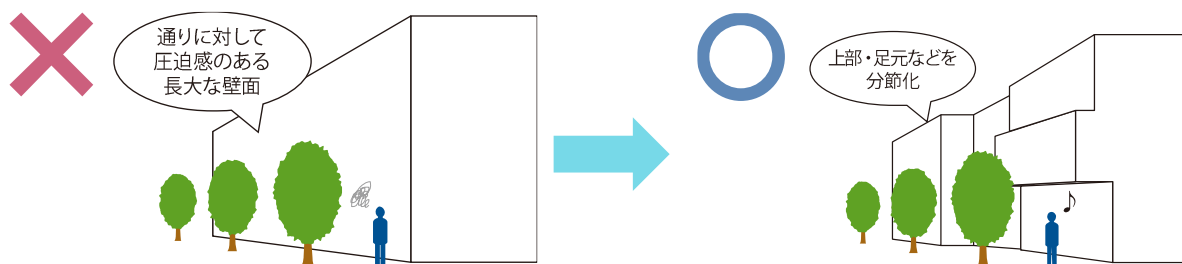
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の壁面は、通りに対する圧迫感を軽減するため、長大な壁面は避け、分節化などの工夫をする。</li> </ul>
----	--

- 大規模な連続した壁面は避け、いくつかの棟に見えるように分節することにより周囲の景観に配慮したスケールのもとするように努めましょう。



長大な壁面を適度に分節したデザインでボリューム感の軽減を図った例。

- 足元や上層部の壁面を後退させ、通りに対する圧迫感を図りましょう

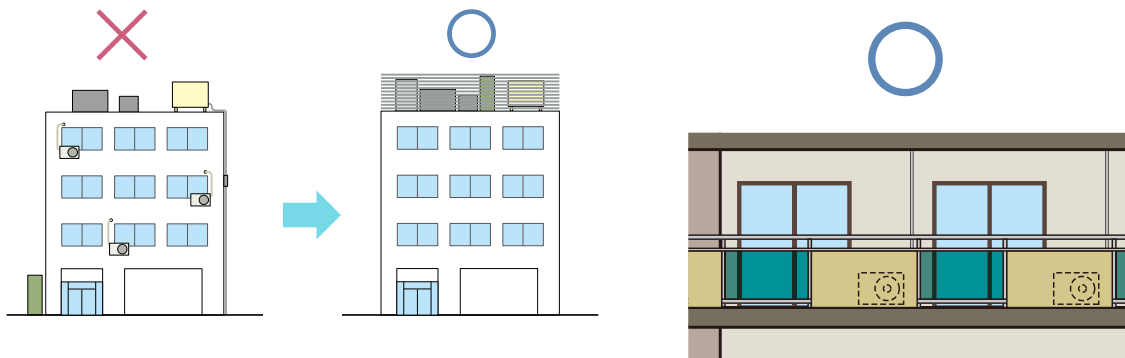


iv) 建築設備

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築設備は通りから直接見えない位置に配置する。</li> <li>・やむを得ず通りに面して設備を設置する場合は、できる限り目立たないように植栽で修景したり、設備の背景と同調する色彩で着彩するなど工夫をすること。</li> </ul>
----	--

○建築物等に付帯する配管、屋外機、屋外階段などの設備類は、通りに面して露出させないように工夫して、建築物本体と一連性を持たせるように努めましょう。

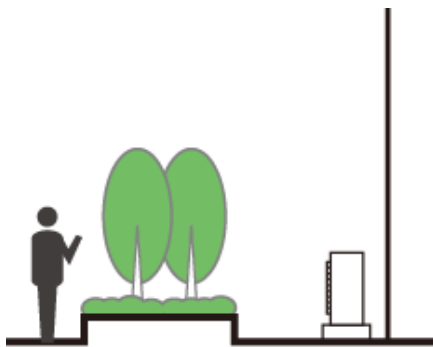
[修景等の例 1] 外壁色と揃える



屋上等にできる限りまとめて設置し、建築物の一部に組み込むことで、周辺から目立たなくさせます。

エアコンの室外機を床置きとすることによりバルコニーで隠します。

[修景等の例 2] 植栽で覆う



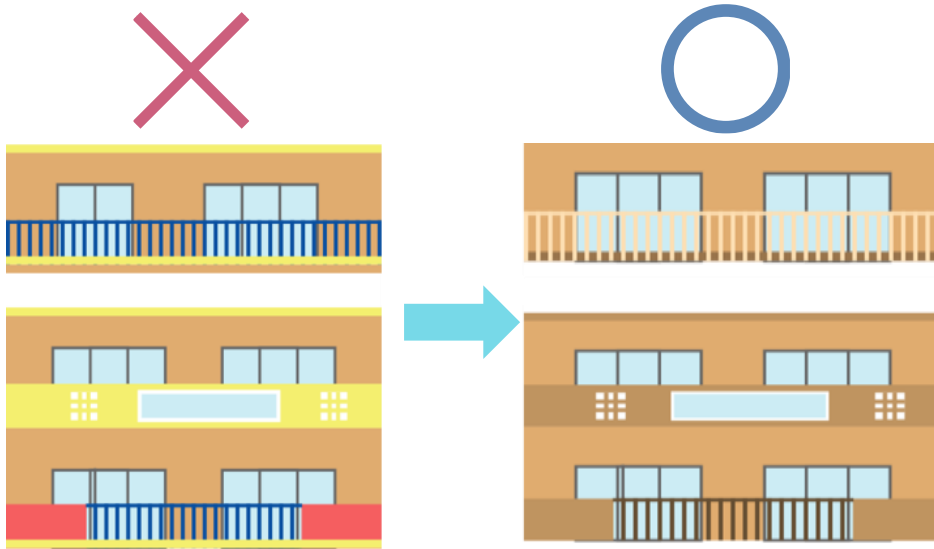
室外機等の比較的小さな機器等は、植栽で隠す

## v) ベランダなど

基準

・屋外階段、ベランダなど、建物付帯物については、建築物本体との調和を図りながら、周辺の街並みに配慮した形態意匠などの工夫をすること。

○位置や開口部等のデザインを工夫することにより、建築物等と一体となる形態意匠になるようにしましょう。



露出している部分を建築物と同系色にすることで目立たなくします。

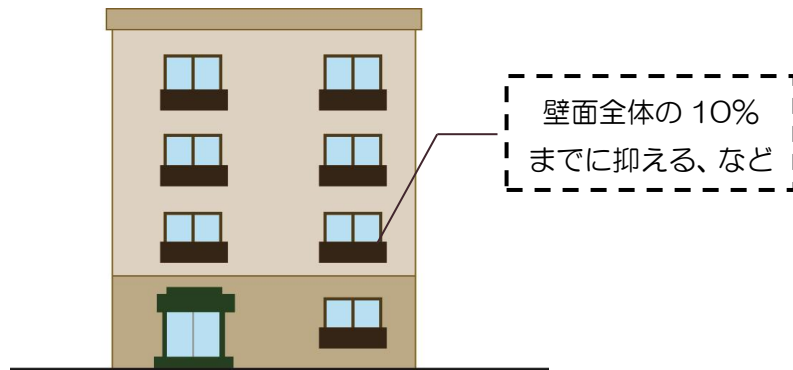
(ウ) 色彩

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築物の屋根、外壁などの色彩は、周辺に存在するみどりになじむ低彩度を基本とする。また別表に定める範囲外の色彩は使用しないこと。ただし、石材、木材、煉瓦などの自然素材による材料本来の素材色は除く。</li> <li>• 高彩度色や蛍光色等の発色する色彩など、周囲に対して著しく目立つ色彩を使用する場合は、できる限り使用する面積を抑えるとともに、全体を引き締める強調色（アクセントカラー）として使用する。</li> </ul>
----	--

■別表に定める色の範囲

色 相 (系)	市街化区域	
	彩 度	明 度
R (赤)	3以下	2以上9以下
YR (黄赤)	5以下	2以上9以下
Y (黄)	3以下	2以上9以下
GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、B (青)、 PB (青紫)、P (紫)、RP (赤紫)	3以下	2以上9以下

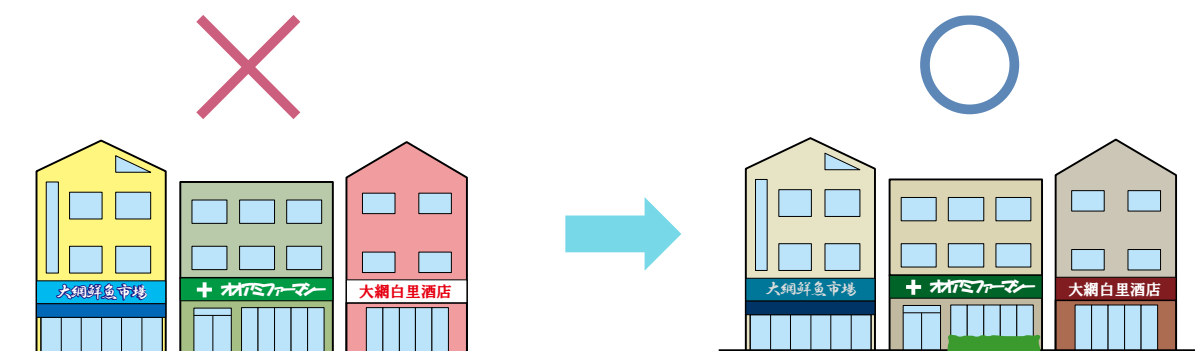
○アクセントカラーを用いる場合は、けばけばしい色調とならないよう、高彩度の色の使用を避け、周辺景観に配慮して慎重に用いましょう。また、アクセントカラーの使用面積は可能な限り少なくしましょう。



窓枠に上手くアクセントカラーを取り入れたマンションの例



○中高層部の色彩は、周囲になじむ、高明度かつ低彩度としましょう。

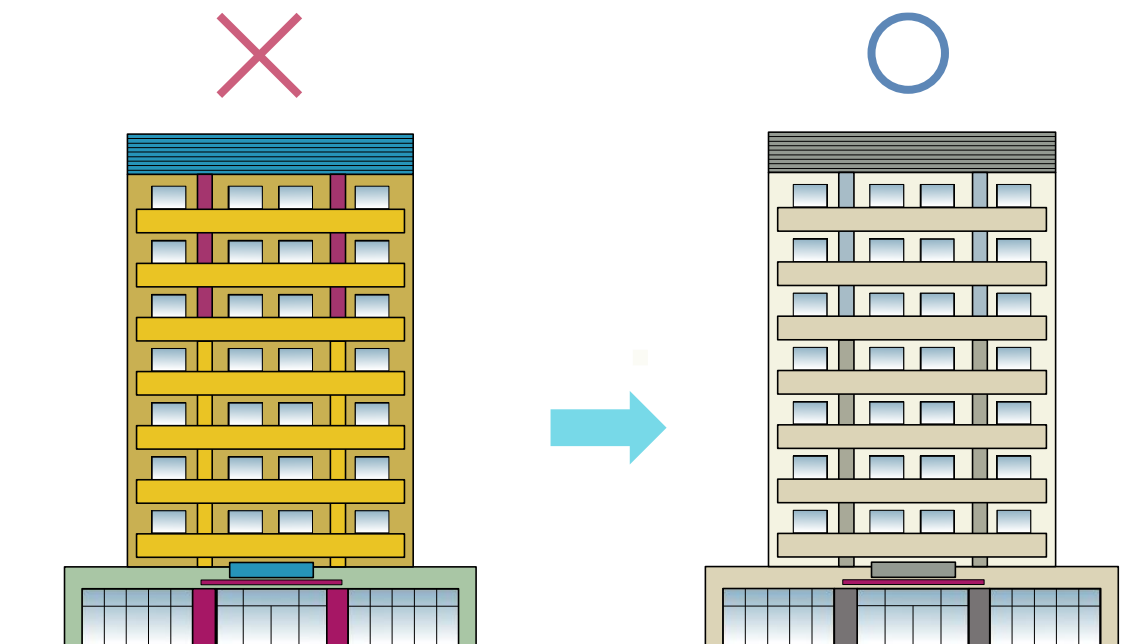


連続性に配慮した色彩を使用、彩度を落とす、テーマカラーを使用、接道部を緑化などの工夫

○高彩度な色は避け、訪れる人が心地よく感じる統一感とにぎわいのバランスのとれた景観づくりに配慮しましょう。

高彩度、高明度の配色例

低彩度の配色例



○市街地部でアクセントとして用いる色彩には、高彩度のものは避け、慎重に検討しましょう。

○建築物の外壁等の色彩は、地域の特徴的なみどりの色彩との調和に配慮しましょう。

■景観形成において活用、配慮すべきみどり

やま	まち	さと	はま
里山 斜面林 谷津田 (棚田)	街路樹 庭先の緑 河川沿いの緑 生垣	屋敷林、榎塀を中心とした生垣 広がる田園 幹線道路沿道の緑 社寺境内の緑	海浜植物 田園 榎塀

市全域がみどりでつながる

(エ) 材料

基準

・周辺景観との調和に配慮しながら、石材、木材、煉瓦などの自然素材または、自然素材の風合いが出る材料を用いるよう努める。

○地域の景観特性に応じた素材を用いながら、個性ある景観を創出しましょう。

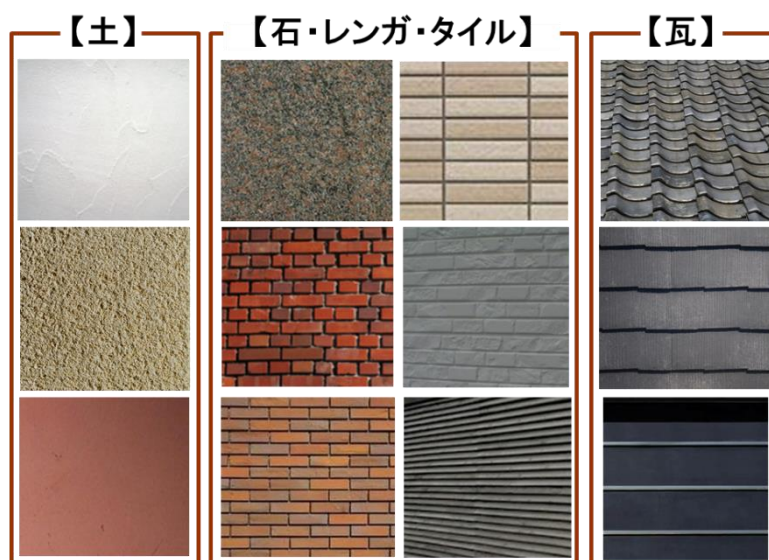


耐久性の高い石材を建物の外壁に用い、重厚な雰囲気を出している例



透明感のあるガラス素材の外壁と建物内部の自然素材が、特徴的な都市景観を創出している例

■仕上げ・風合いのイメージ

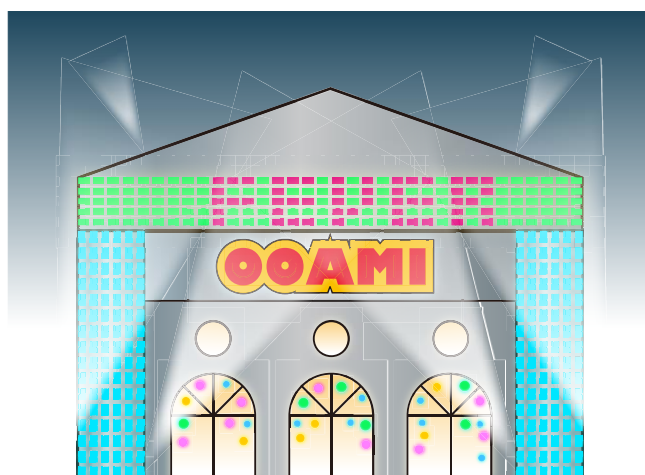


(オ) 照明

基準

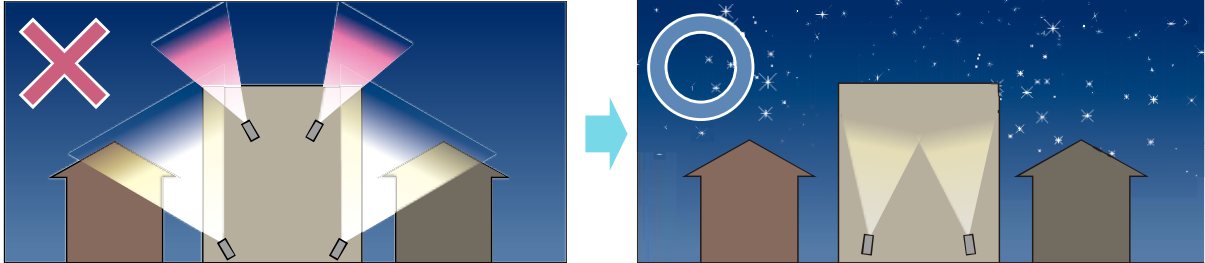
- ・動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LED ビジョンなど）、サーチライトなどを設置する場合は、周辺景観との調和及び夜間景観に十分配慮する。
- ・大網駅周辺等の商業店舗の集積する場所では、照明装置やショーウィンドウ等の活用により、昼とは異なる洗練された夜間の賑わい形成に寄与する景観の演出に努める
- ・住宅団地等に近接する場所では、落ち着いた景観や環境を損ねないように、過度な照明の使用は避けるよう努める。

○点滅する光源を設置する場合は、極端に刺激性のあるものを避け、周辺景観と調和するように工夫しましょう。



周囲に対して過度で刺激的な照明を避ける。

○住宅団地等に接する場所では、光量の工夫に加え、光の方向や照明デザインの工夫を施しましょう。



地域の落ち着いた夜間景観を阻害しないように、光量や照射範囲を工夫しましょう。

### (カ) 敷地囲障

基準

・敷地の境界を塀などで囲う場合には、塀塀など、九十九里平野由来の生垣を採り入れるなど、地域の景観づくりに配慮したものとする。

○敷地囲障は、通りに対して閉鎖的なものとせず、塀塀や生垣を使用する当の工夫をしましょう。



植栽がスリット塀の役割を果たし、まとまりのある、落ち着いた雰囲気を出している

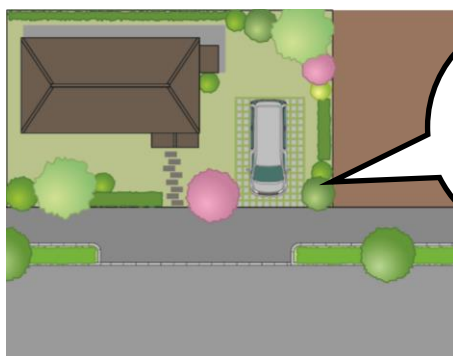


市街地部にあって閉鎖的な景観とならないよう配慮した敷地囲障

**(キ) 緑化（植樹・植栽）**

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に既存の樹木がある場合には、保存に努める。</li> <li>敷地内はできる限り緑化する。また、緑化する場合は、通りに面してみどりを配置するなど、街並みのうるおい創出に寄与するよう工夫する。</li> </ul>
----	--

○敷地内の緑化には、既存の樹木や公共の緑、道路の植樹帯などの周辺環境との連続性に配慮しましょう。

**(ク) 駐車場等**

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場等を設置する場合は、表示看板等のデザインや出入り口の位置の工夫、通りからの見え方に配慮した敷地内部の緑化など、周辺環境との調和に配慮する。</li> </ul>
----	--

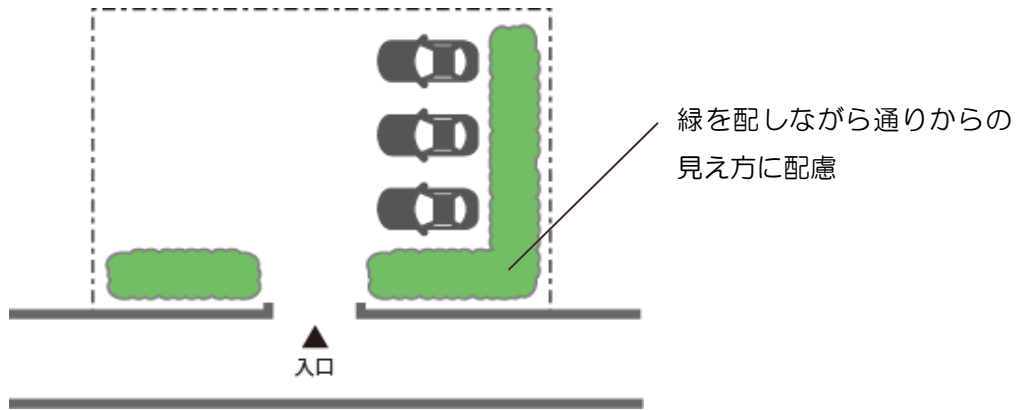
○コインパーキングの看板などは、周辺の景観になじむよう、低彩度な配色としましょう。



看板に用いる色彩の彩度を落とし、ポールも同色とすることで、  
周辺の景観との調和に配慮した例



- できる限り通りから駐車場内が見えない位置に配置しましょう。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の道路に面する側を緑化しましょう。



敷地囲障に高木や低木を配置して、通りからの見え方に配慮した例

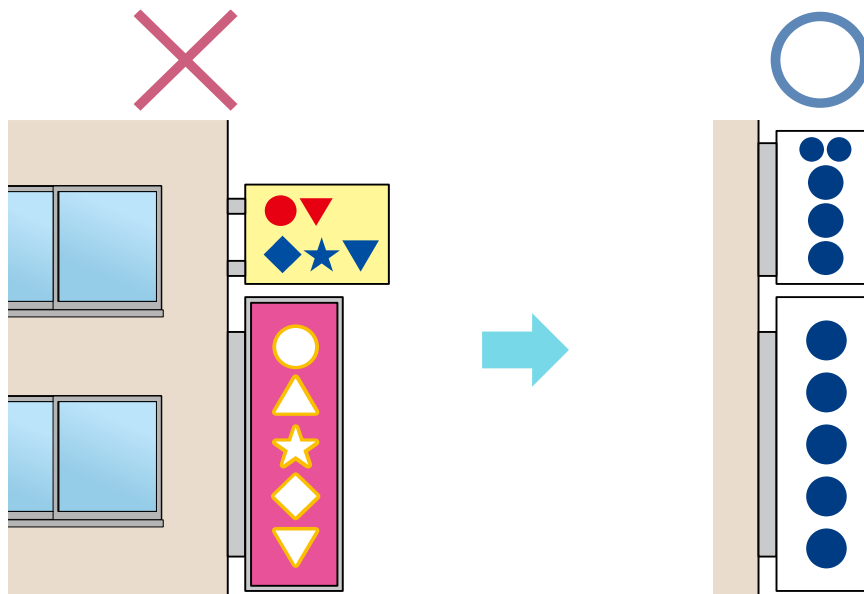


駐車場の出入り口にくもりガラスや緑を設置して、通りからの見え方に配慮した例

## (ケ) 広告物など

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料とすること。</li> <li>独立して設置する広告物の足元には、緑化を施すよう努めること。</li> <li>その他、千葉県屋外広告物条例の規定に準ずること。</li> </ul>
----	--

○設置位置や規模、色彩などについても周辺の景観に馴染むよう配慮しましょう。



○看板の大きさや形がばらばらで、また色彩も高彩度の場合、景観上好ましくありません。

○使用する色彩を絞る、形を整えるなどの工夫により、すっきりとした印象の景観が創出されます。

## ②やま・さと・はま（市街化調整区域）建築物・敷地利用編

## 1) やま・さと・はま（市街化調整区域）建築物・敷地利用の景観形成基準

建築物	位置配置など	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の壁面の位置は、隣接する建物の位置に調和させるなど、ゆとりある落ち着いた街並みの形成を図ること。</li> <li>神社や寺、大樹などの優れた景観資源に近接して建築物を建築する場合は、遮蔽したり、違和感、圧迫感を与えることのないよう、位置や規模について配慮すること。</li> </ul>	
	形態意匠	基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の形態・意匠は、周辺のみどりや街並みとの調和を図るため、過度な装飾や単調なデザインは避ける。</li> </ul>
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の高さは、丘陵などの街並みの背景となる良好な眺望点周辺においては、眺望景観を阻害しないよう高さを抑える。</li> <li>建築物の高さは、周辺の街並みから突出したものとしない。</li> </ul>
		壁面・開口部など	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに対する圧迫感を軽減するため、長大な壁面は避け、分節化などの工夫をする。</li> </ul>
		屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は、背景の山並みや農家住宅等の屋根等との調和した形状や色彩等を用いる。</li> </ul>
		建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築設備は通りから直接見えない位置に配置する。</li> <li>やむを得ず通りに面して設備を設置する場合は、できる限り目立たないように植栽で修景するなど工夫すること。</li> </ul>
		ベランダなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外階段、ベランダなどについては、建築物本体との調和を図りながら、周辺の街並みやみどりに配慮した形態意匠などの工夫をすること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の屋根、外壁などの色彩は、周囲に存在するみどりになじむ低彩度を基本とする。また、別表に定める範囲以外の色彩は使用しない。ただし、石材、木材、煉瓦などの自然素材による材料本来の素材色は除く。</li> <li>蛍光色等の発色する色彩など、周囲に対して著しく目立つ色彩の使用は避ける。</li> </ul>	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観との調和に配慮しながら、石材、木材、煉瓦などの自然素材または、自然素材の風合いが出る材料を用いるよう努める。</li> </ul>	
	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LED ビジョンなど）、サーチライトなどを設置する場合は、周辺景観との調和及び夜間景観に十分配慮する。</li> <li>敷地内で照明を行う場合は、周囲の落ち着いた景観や環境を損ねないよう、過度な照明の使用は避けるよう努める。</li> </ul>	
敷地利用	敷地囲障	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の境界を塀などで囲う場合には、塀など、九十九里平野由来の生垣を採り入れるなど、地域の景観づくりに配慮したものとする。</li> </ul>	
	緑化（植樹・植栽）	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内はできる限り緑化する。また、緑化する場合は、通りや周辺のみもりとの連続性を意識して、敷地境界部に設けるなどの工夫をする。</li> </ul>	
	駐車場等※	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場等を設置する場合は、表示看板等のデザインや出入り口の位置の工夫、通りからの見え方に配慮した敷地内部の緑化など、周辺環境との調和に配慮する。</li> </ul>	
	広告物など	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料とすること。</li> <li>独立して設置する広告物の足元には、緑化を施すよう努めること。</li> <li>その他、千葉県屋外広告物条例の規定に準ずること。</li> </ul>	

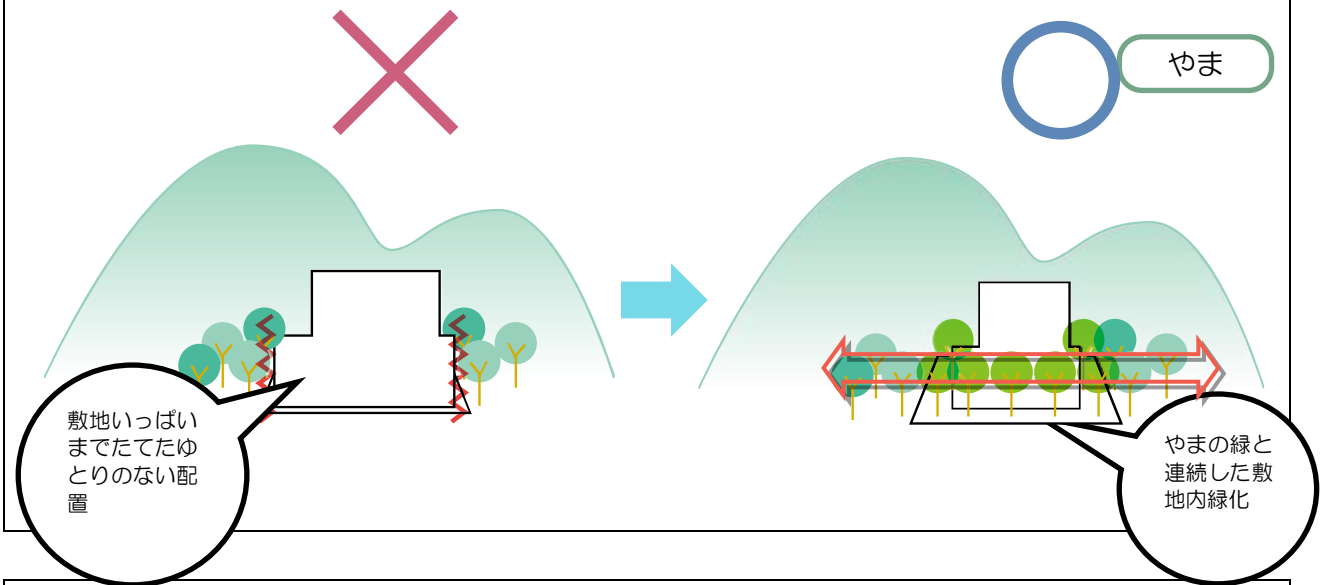


## 2) やま・さと・はま (市街化調整区域) 建築物・敷地利用の景観形成基準の各項目の解説 (イメージ図・望ましい詳細基準)

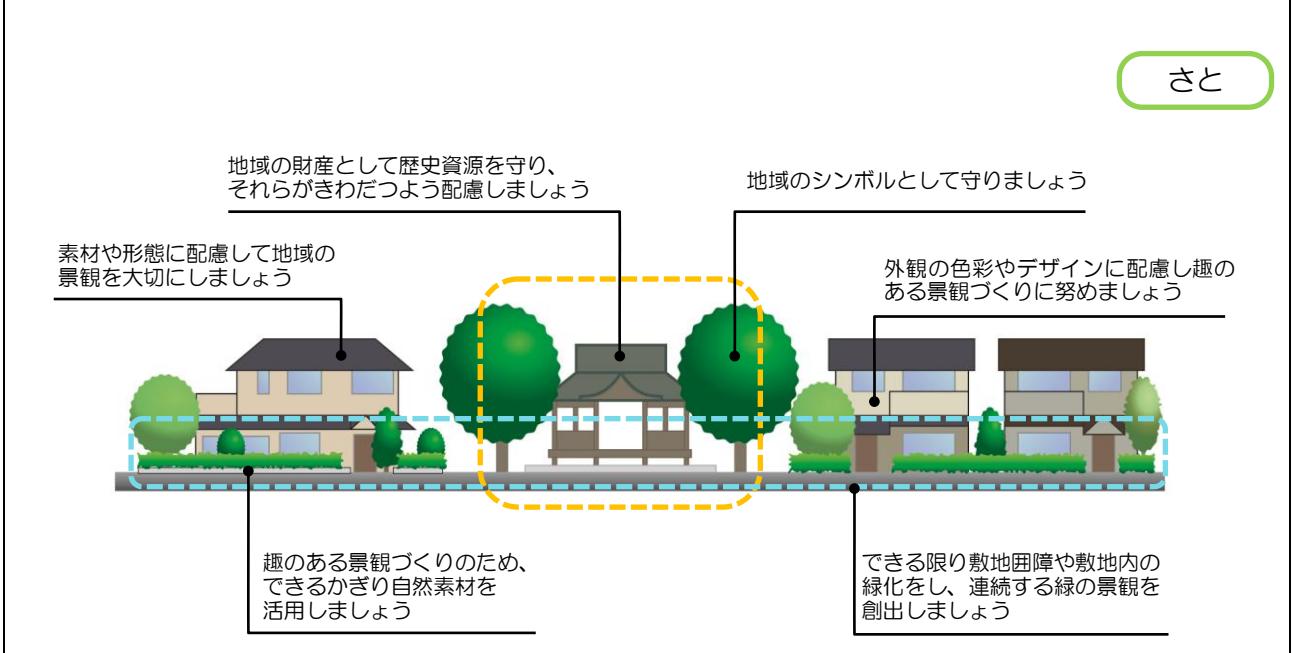
### (ア) 位置配置など

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成の基本方針や、地区別の景観形成の方針などを守り、周辺の多様な魅力を備えた景観に調和する景観の形成を図る。</li> <li>・田んぼや山林など、場所の特性に応じて存在するみどりや、地域間のつながりに配慮した眺望景観の保全に配慮する。</li> </ul>
----	---

○斜面林等の“やま”のみどりに溶け込むよう、ゆとりある配置とし、積極的に緑化しましょう。



○周囲の農家住宅等の広がる街並みに配慮して、ゆとりある配置としましょう。



(イ) 形態意匠

i) 基本的事項

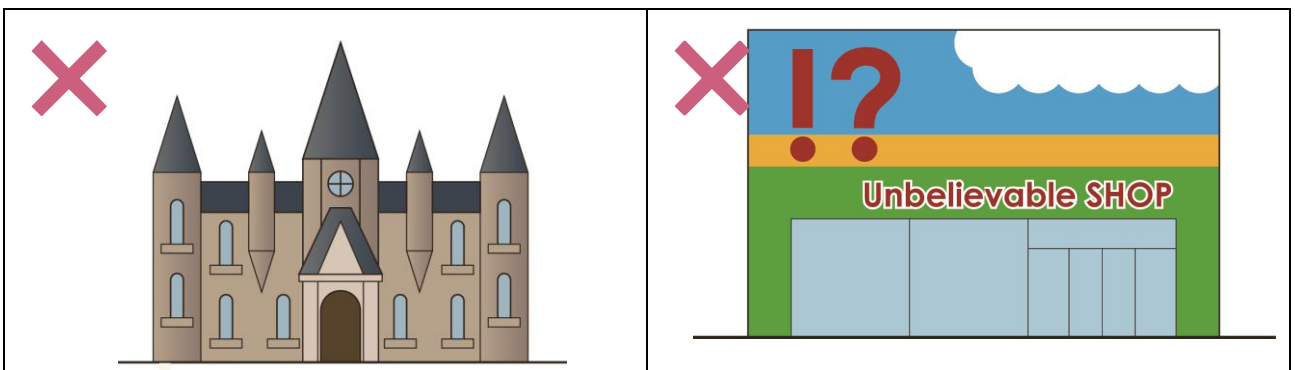
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の形態・意匠は、周辺のみどりや街並みとの調和を図るため、過度な装飾や単調なデザインは避ける。</li> </ul>
----	--

やま

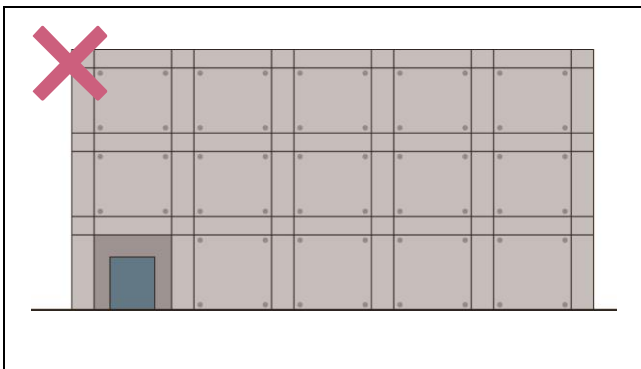
さと

はま

[過度な装飾の例] お城のような外観、平面的な外観デザイン



[単調なデザイン] 画一的な壁面

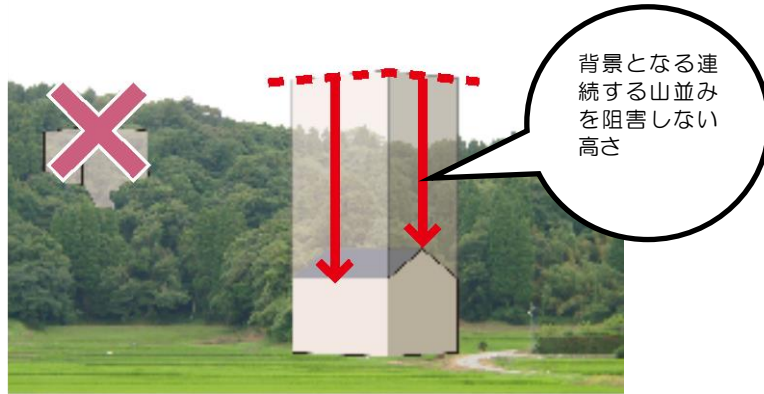


ii) 高さ

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築物の高さは、良好な眺望点周辺においては、眺望景観を阻害しないよう高さを抑える。</li> <li>• 建築物の高さは、周辺の街並みから突出したものとしな</li> </ul>
----	--

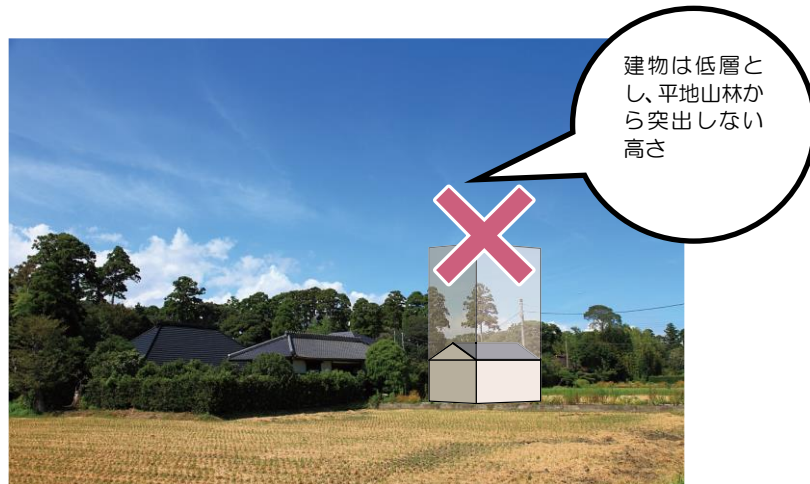
○谷津から丘陵部を見たときの眺望を意識した高さ（斜面林の連続する緑の稜線から突出しないなど）としましょう。

やま



○田園風景の広がり、屋敷林のみどりのかたまりが地域景観として映えるように高さをできる限り抑えましょう。

さと



### iii) 壁面・開口部など

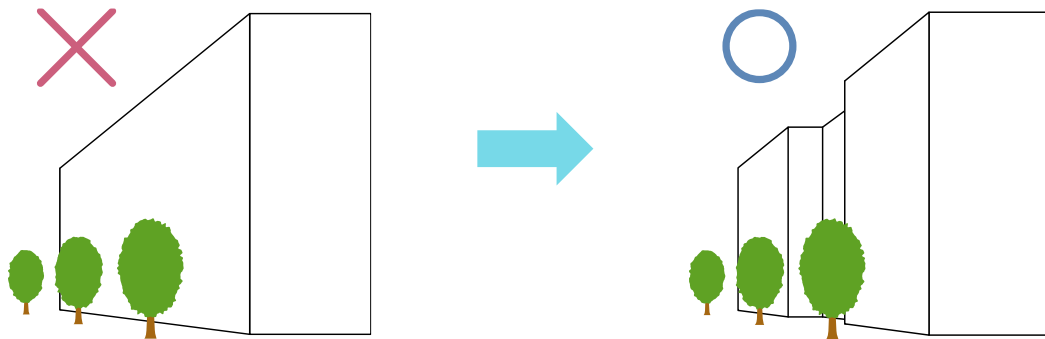
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な連続した壁面は避け、いくつかの棟に見えるように分節することにより周囲の景観に配慮したスケールのものであるように努めましょう。</li> </ul>
----	--

○大規模な連続した壁面は避け、いくつかの棟に見えるように分節することにより周囲の景観に配慮したスケールのものであるように努めましょう。

やま

さと

はま

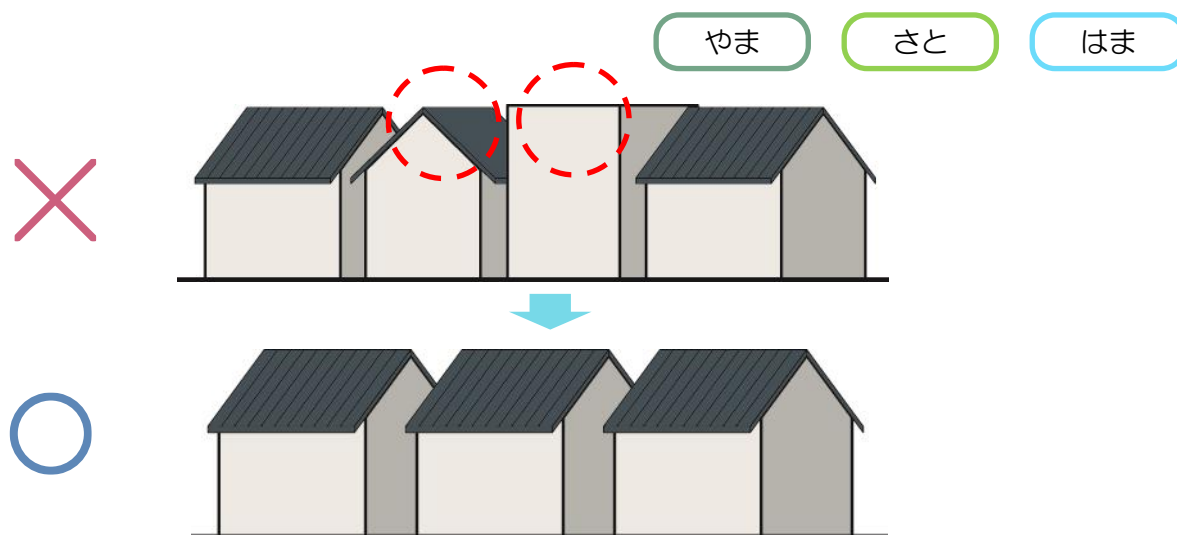


長大な壁面は、形状に変化をつけることによりボリューム感の軽減を図ります。

### iii) 屋根

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋根は、背景の山並みや農家住宅等の屋根等との調和した形状や色彩等を用いる。</li> </ul>
----	---

○周囲の街並みと調和するよう、屋根形状、向き等を工夫しましょう。



○背景となる景観（山並み、田園風景）と一体となったシルエットとなるよう配慮しましょう。



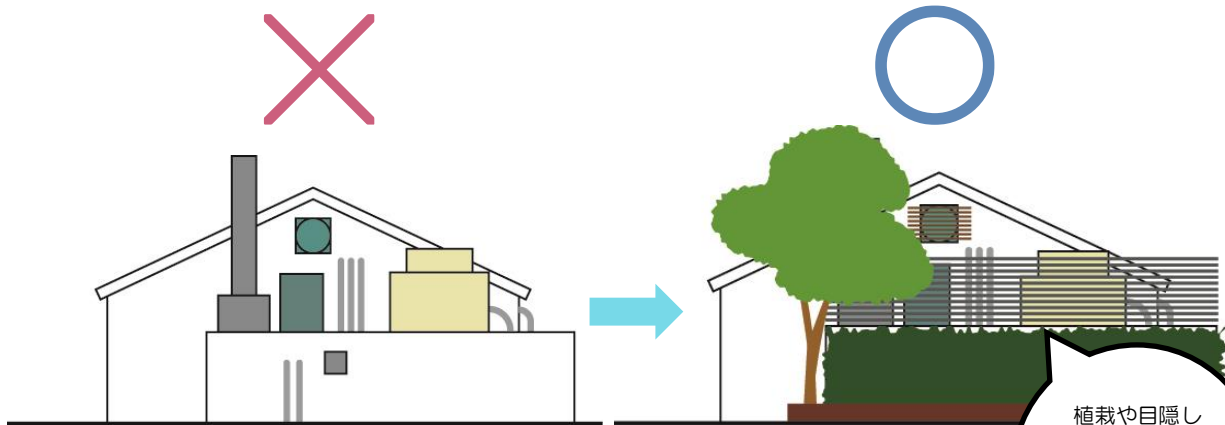
v) 建築設備

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築設備は通りから直接見えない位置に配置する。</li> <li>• やむを得ず通りに面して設備を設置する場合は、できる限り目立たないよう植栽で修景するなど工夫すること。</li> </ul>
----	---

○建築物等に付帯する配管、屋外機、屋外階段などの設備類は、通りに面して露出させないように工夫して、建築物本体と一連性を持たせるように努めましょう。

やま さと はま

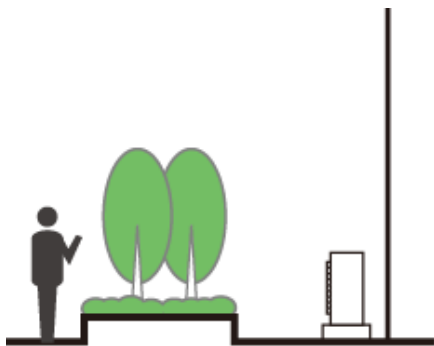
[修景等の例 1] 外壁色と揃える



植栽や目隠しによる修景

屋上等にできる限りまとめて設置し、建築物の一部に組み込むことで、周辺から目立たなくさせます。

[修景等の例 2] 植栽で覆う



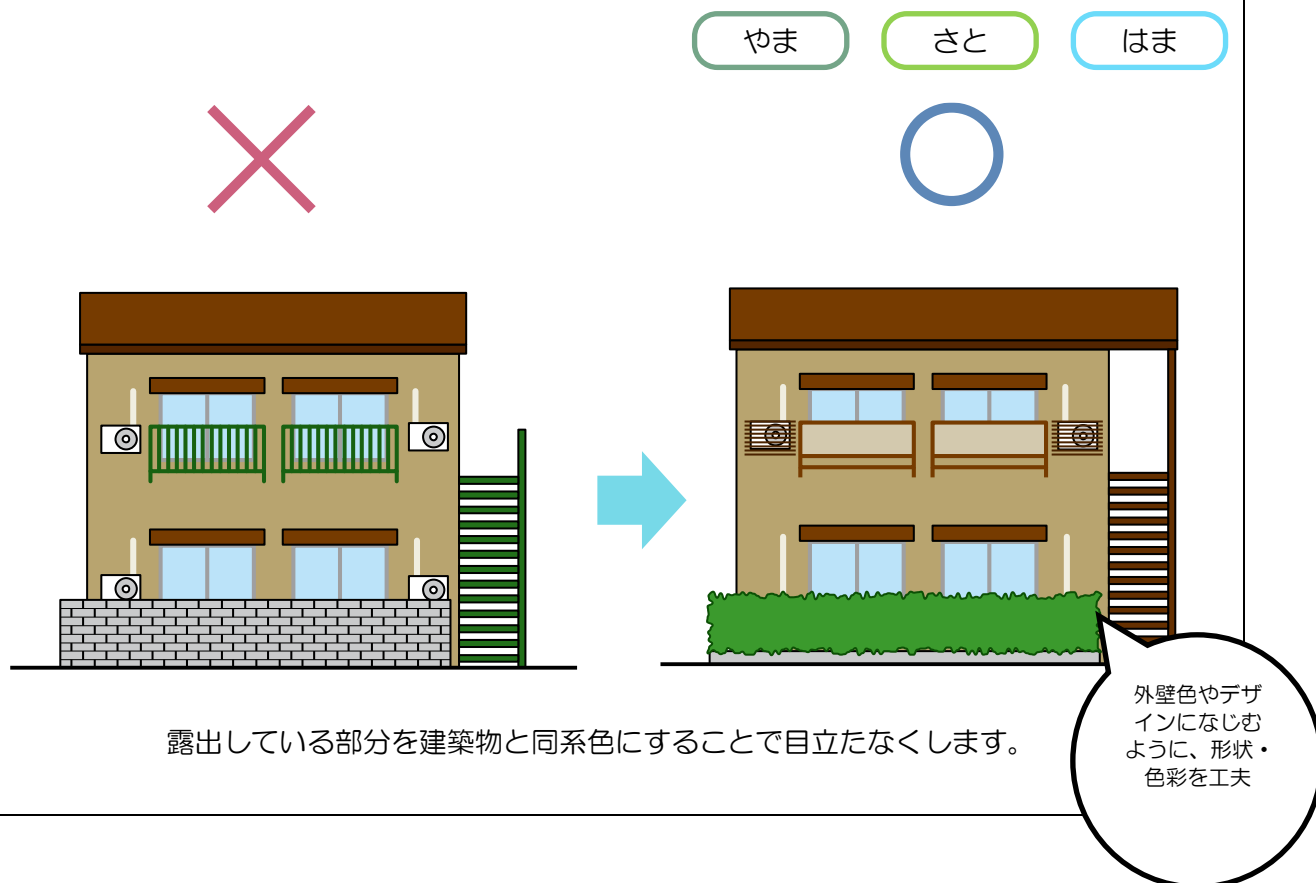
室外機等の比較的小さな機器等は、植栽で隠す



## vi) ベランダなど

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外階段、ベランダなどについては、建築物本体との調和を図りながら、周辺の街並みやみどりに配慮した形態意匠などの工夫をすること。</li> </ul>
----	---

○位置や開口部等のデザインを工夫することにより、建築物等と一体となる形態意匠になるようにしましょう。



(ウ) 色彩

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の屋根、外壁などの色彩は、周囲に存在する、みどりになじむ低彩度を基本とする。また、別表に定める範囲以外の色彩は使用しない。ただし、石材、木材、煉瓦などの自然素材による材料本来の素材色は除く。</li> <li>・蛍光色等の発色する色彩など、周囲に対して著しく目立つ色彩の使用は避ける。</li> </ul>
----	--

■別表に定める色の範囲

色 相 (系)	市街化区域	
	彩 度	明 度
R (赤)	2以下	2以上9以下
YR (黄赤)	4以下	2以上9以下
Y (黄)	2以下	2以上9以下
GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、B (青)、PB (青紫)、P (紫)、RP (赤紫)	2以下	2以上9以下

○丘陵部の山並みのみどり（斜面林等）にとけこむ色彩を用いて、（低明度に抑えるなど）周囲から浮いた色彩の使用は避けましょう。

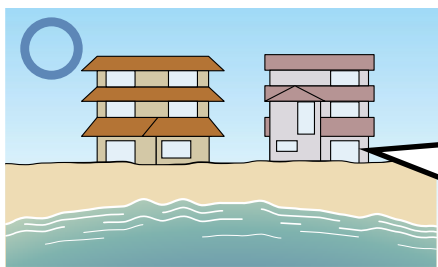
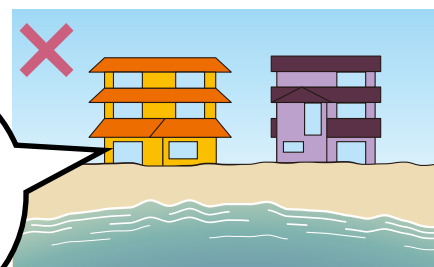
やま

はま

やま



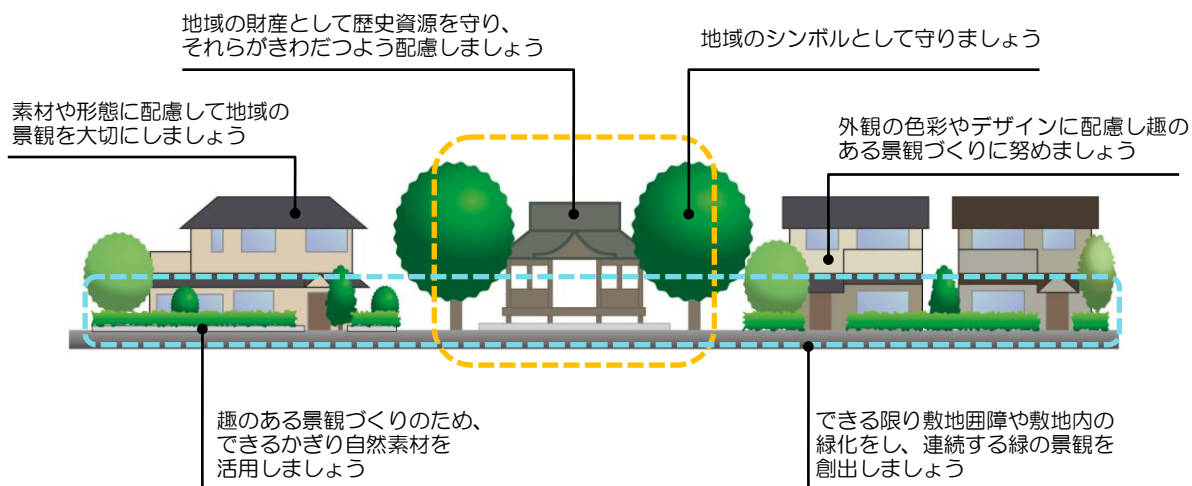
はま



露出している部分を建築物と同系色にすることで目立たなくします。

○農家住宅、神社など、地域の歴史資源を活かすように、木材、石材、漆喰、瓦など、自然素材や伝統的な色彩を積極的に用いて、のどかな周辺景観との一体化を図りましょう。

さと

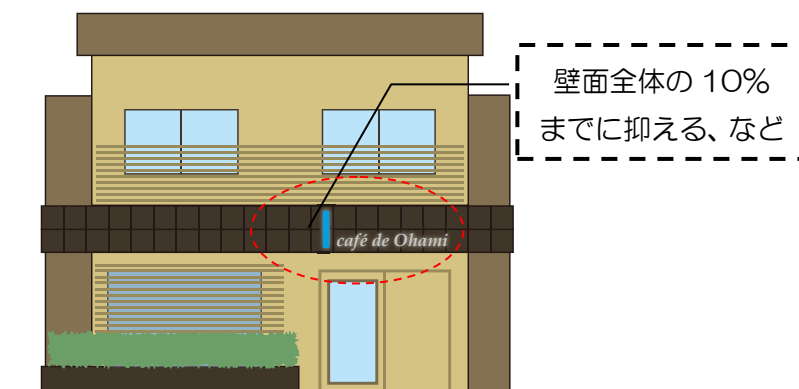


○アクセントカラーを用いる場合は、けばけばしい色調とならないよう、高彩度の色の使用を避け、周辺景観に配慮して慎重に用いましょう。また、アクセントカラーの使用面積は可能な限り少なくしましょう。

やま

はま

さと



店舗を表示する部分にアクセントカラーを取り入れた例

(エ) 材料

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮しながら、石材、木材、煉瓦などの自然素材または、自然素材の風合いが出る材料を用いるよう努める。</li> </ul>
----	---

○周囲の景観に調和し、耐久性に優れ、年月とともに味わいを増す素材の使用に努めましょう。

やま

さと

はま



外観に木材等の自然素材を活用することにより、柔らかい景観を創出します。

メンテナンスが容易な素材を使用することで、劣化や汚れを防止します。

■仕上げ・風合いのイメージ

【石・レンガ・タイル】



【瓦】



## (オ) 照明

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LED ビジョンなど）、サーチライトなどを設置する場合は、周辺景観との調和及び夜間景観に十分配慮する。</li> <li>・敷地内で照明を行う場合は、周囲の落ち着いた景観や環境を損ねないように、過度な照明の使用は避けるよう努める。</li> </ul>
----	--

○点滅する光源はできる限り避けましょう。設置する場合は、極端に刺激性のあるものを避け、周辺景観と調和するように工夫しましょう。

やま

さと

はま



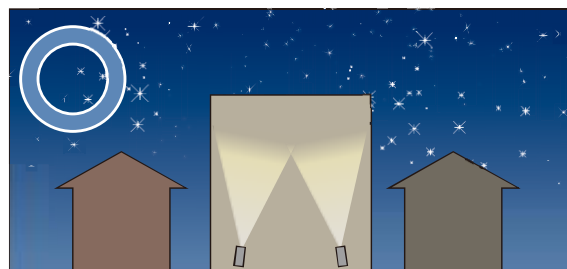
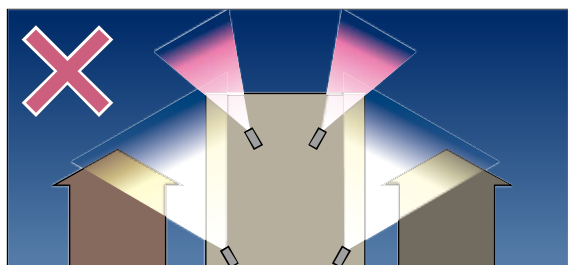
周辺景観と調和した設置が工夫されている（イメージ）。

○防犯に必要な照明等を除き、不要な光が周辺に漏れないよう光の方向を工夫しましょう。

やま

さと

はま



地域の落ち着いた夜間景観を阻害しないように、光量や照射範囲を工夫しましょう。

(カ) 敷地囲障

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の境界を塀などで囲う場合には、槇塀など、九十九里平野由来の生垣を採り入れるなど、地域の景観づくりに配慮したものとする。</li> </ul>
----	---

○敷地内に樹木を設置する場合は通りに面して、アイストップとなる位置に配置するなど、地域の緑のシンボルを創出しましょう。

やま

さと

はま



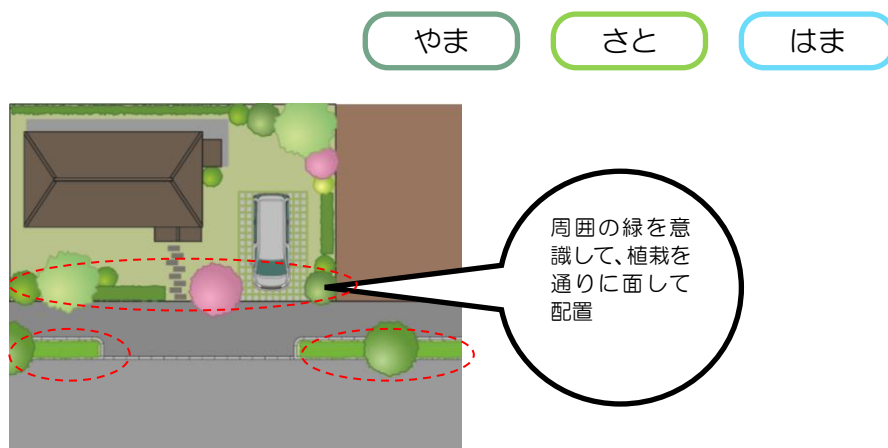
管理され、周辺の景観にうるおいを与える槇塀（増穂周辺）



## (キ) 緑化（植樹・植栽）

基準	・敷地内はできる限り緑化する。また、緑化する場合は、通りや周辺のみどりとの連続性を意識して、敷地境界部に設けるなどの工夫をする。
----	--

- 既存の樹木や公共の緑（道路の植樹帯など）の周辺の民地のみどりなどは、周辺の環境と調和するように敷地内を緑化しましょう。



(ク) 駐車場等

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場等を設置する場合は、表示看板等のデザインや出入り口の位置の工夫、通りからの見え方に配慮した敷地内部の緑化など、周辺環境との調和に配慮する。</li> </ul>
----	---

○コインパーキングの看板などは、周辺の景観になじむよう、低彩度な配色としましょう。

やま

さと

はま



看板の色彩の彩度を落としポールも同色とすることで周辺の景観との調和に配慮した例（川越市）

○既存の樹木や公共の緑（道路の植樹帯など）の周辺の民地のみどりなどは、周辺の環境と調和するように敷地内を緑化しましょう。

やま

さと

はま



敷地周囲の地盤面を盛って緑地を設け、通りから駐車場が直接見えないように工夫した例  
（大網白里アリーナ）

## (ケ) 広告物など

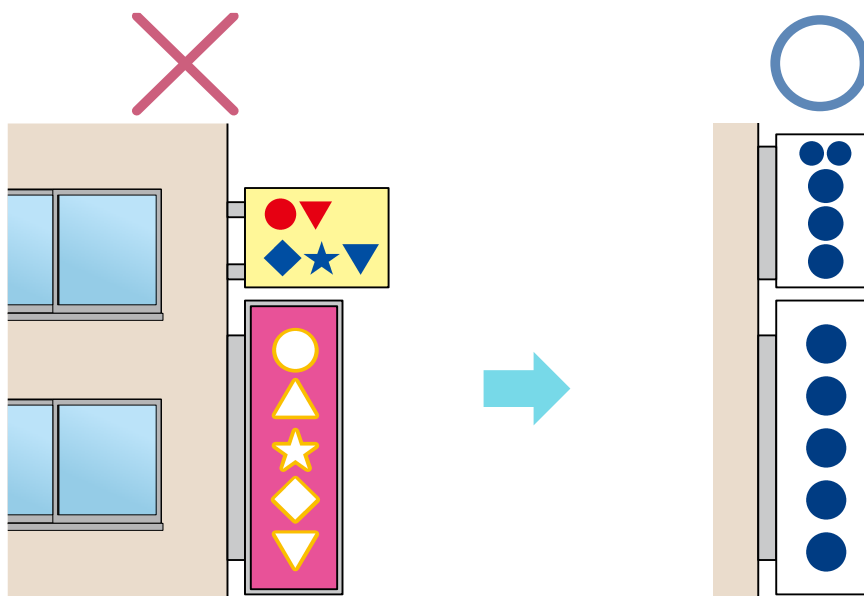
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料とすること。</li> <li>独立して設置する広告物の足元には、緑化を施すよう努めること。</li> <li>その他、千葉県屋外広告物条例の規定に準ずること。</li> </ul>
----	--

○設置位置や規模、色彩などについても周辺の景観に馴染むよう配慮しましょう。

やま

さと

はま



○看板の大きさや形がばらばらで、また色彩も高彩度の場合、景観上好ましくありません。

○使用する色彩を絞る、形状をそろえるなどの工夫により、すっきりとした印象の景観が創出されます。

## C その他の基準編

### ① その他の基準編に関する景観形成基準

まち	(市街化区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成の基本方針や、地区別の景観形成の方針などを守り、周辺の多様な魅力を備えた景観に調和する景観の形成を図る。</li> <li>・場所の特性に応じて存在するみどりや、地域間のつながりに配慮した眺望景観の保全に配慮する。</li> </ul>
やま・さと・はま	(市街化調整区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成の基本方針や、地区別の景観形成の方針などを守り、周辺の多様な魅力を備えた景観に調和する景観の形成を図る。</li> <li>・田んぼや山林など、場所の特性に応じて存在するみどりや、地域間のつながりに配慮した眺望景観の保全に配慮する。</li> </ul>

### 1) やま・まち・さと・はま その他の景観形成基準

#### (ア) 工作物

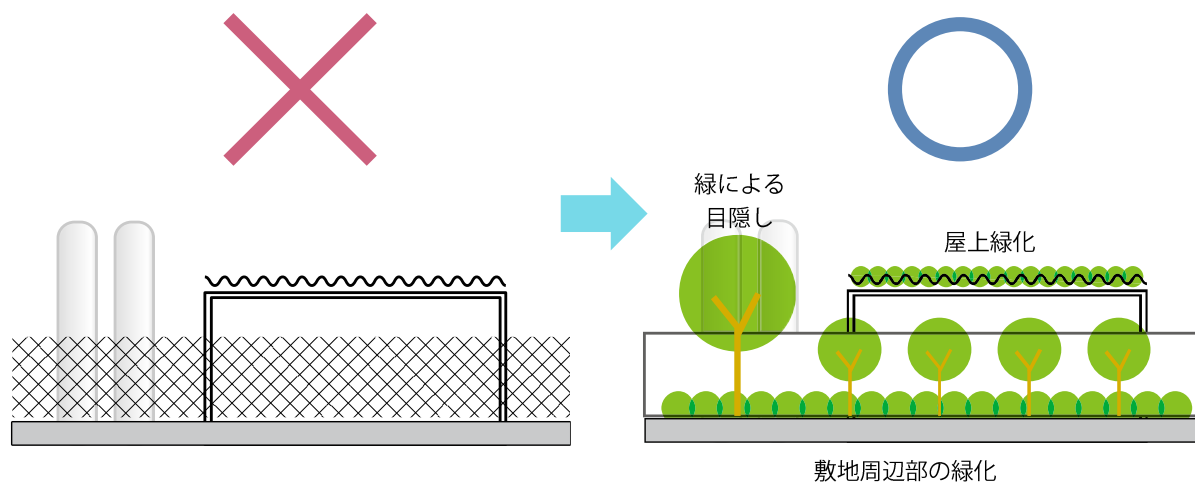
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、建築物の基準に準ずること。ただしやむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態などを工夫する。</li> </ul>
----	---

○敷地外構の一部として計画し、設置位置に配慮しましょう。



ゴミ置き場を外壁と同様の素材とし、連続的に配置している。

○公共性の高い場所からの眺望に配慮した配置及び形状とするように努めましょう。また、周囲に与える突出感を軽減するような形状・色彩となるようにしましょう。



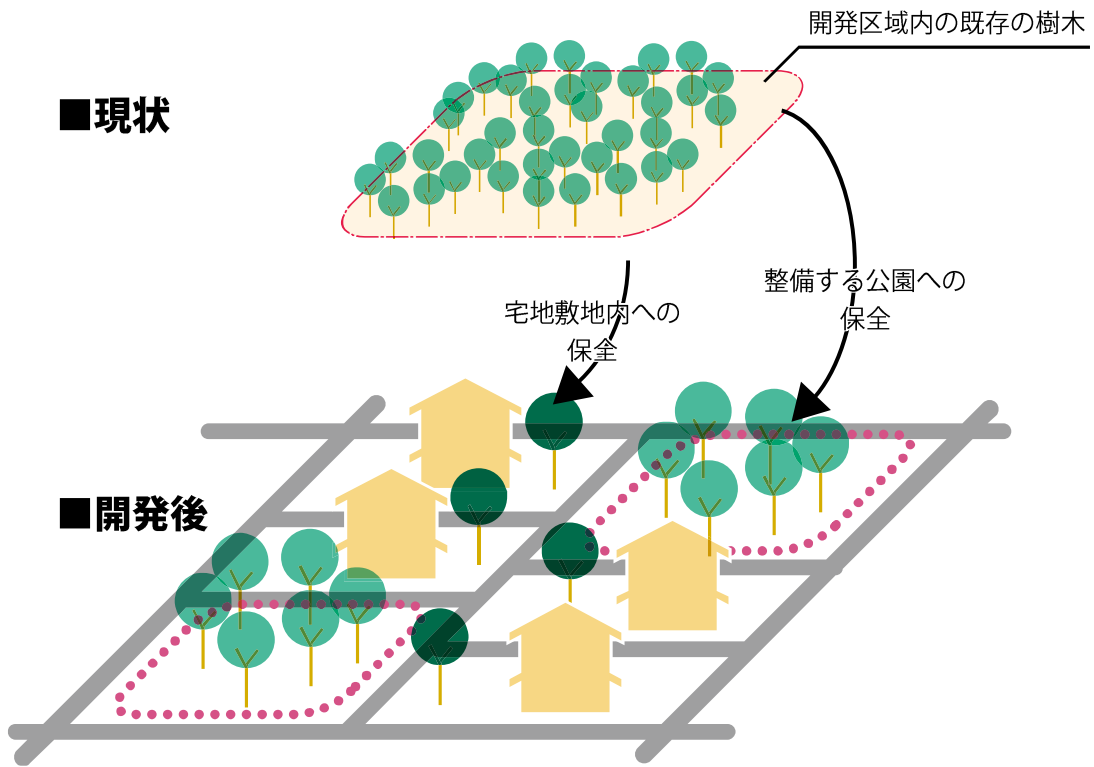
○既存の地形や樹木等の景観的特徴を阻害しない位置や高さにしましょう。



(イ) 開発行為

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発行為を行おうとするものは、本市の自然・歴史・文化を生かした景観形成の向上に資するため、周辺景観との調和に十分配慮する。</li> <li>開発行為などを行うにあたり、できる限り、既存緑地の保全などの自然環境保護への配慮や、積極的に緑化の推進に努める。</li> </ul>
----	---

○開発の区域内部や周囲に既存の樹木などを積極的に残し、周辺との調和を図りましょう。



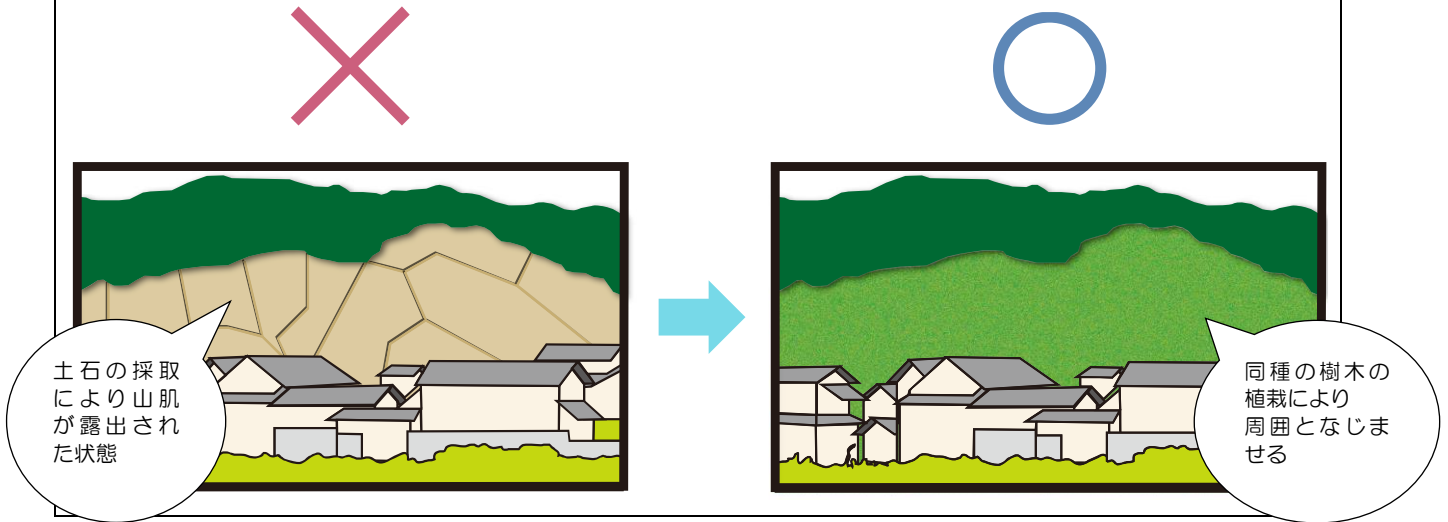
開発した内部や周囲に既存の樹木・樹林などを積極的に残した例



(ウ) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土地の造成にあたっては、本市の自然・歴史・文化を生かした景観形成の向上に資するため、周辺景観との調和に十分配慮したものとする。</li> <li>• 土地の造成を行った場合は、既存緑地の保全など、自然環境保護への配慮や、積極的に緑化の推進に努める。</li> </ul>
----	--

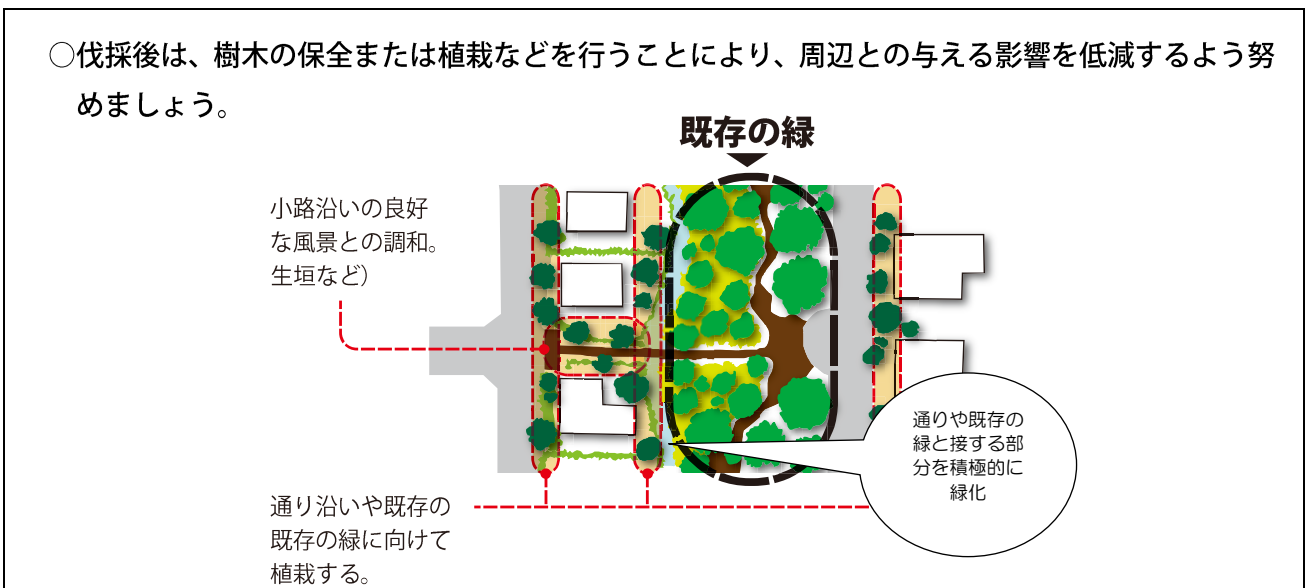
○土地の形質の変更前後で、周辺景観から著しく際立つことのないよう配慮しましょう。



(エ) 木竹の植栽または伐採

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 伐採は必要最低限に抑えるよう努める。</li> <li>• 道路から見える範囲の部分については、可能な限り既存樹木の保全や移植に努めること。</li> <li>• やむを得ず伐採を行った後は、緑化を行う等、緑の連続性に配慮した周辺景観の維持に努めること。</li> </ul>
----	---

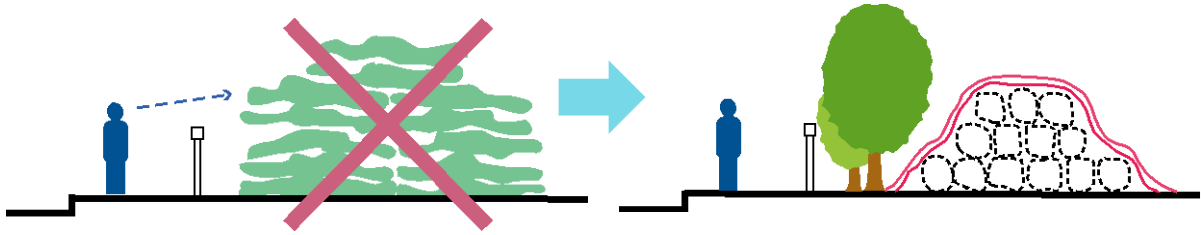
○伐採後は、樹木の保全または植栽などを行うことにより、周辺との与える影響を低減するよう努めましょう。



(オ) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 物件を積み上げる場合は、可能な限り低く抑えるとともに、周囲の美観を損ねないように、整然と積み上げ、威圧感のないようにすること。</li> <li>• 道路からの見え方に配慮し、塀や囲い等の設置等により、周辺の景観に調和するよう、努める。</li> </ul>
----	--

○堆積する物件の周囲には、空間を確保し、塀等を設置するとともに道路などから堆積物が直接見えないように、その前面には植栽を行う等の配慮をしましょう。

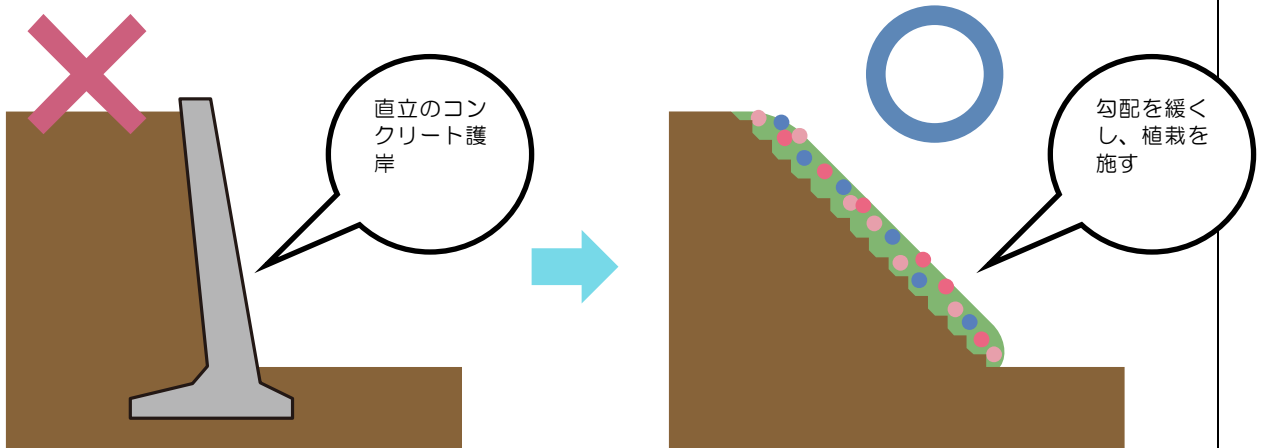


堆積物が直接見えないようにした例

(カ) 水面の埋め立てまたは干拓

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 埋立て後の土地は、緑化等により周辺景観への配慮をすること。</li> <li>• 護岸はできるだけ石材等の自然素材を用いるよう努める。</li> <li>• 法面が生じる場合は芝や植栽等の緑化に努める。</li> </ul>
----	---

○法面に植栽を施すなどの工夫をしましょう。



### (3) 色の基準

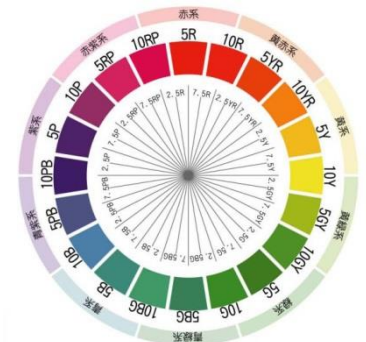
#### 1) 色彩調和について

##### ①色彩景観の配慮事項

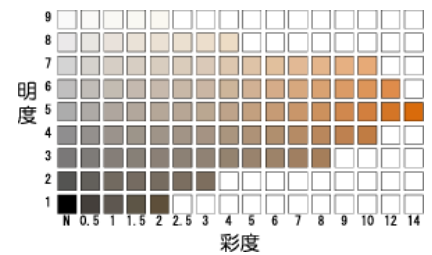
##### ア) 色彩景観に置ける色彩を表す物差しについて (マンセル表色系)

大網白里市がめざす色彩景観を実現するために、一定規模以上の建築物等に色彩基準を定めます。そのため、さまざまな色彩を正確かつ客観的に表す必要があります。景観計画ではマンセル表色系を使用しています。

マンセル表色系は、JISにも採用され多くの国々で使用されている、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を[色相(いろあい)][明度(あかるさ)][彩度(あざやかさ)]という3つの属性によって表現します。



色相(マンセル色相環)



明度(明るさ)と彩度(鮮やかさ)

##### ○色相(いろあい)

色相は、いろあいを表します。10種類の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP)とその度合いを表す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yのように表記します。

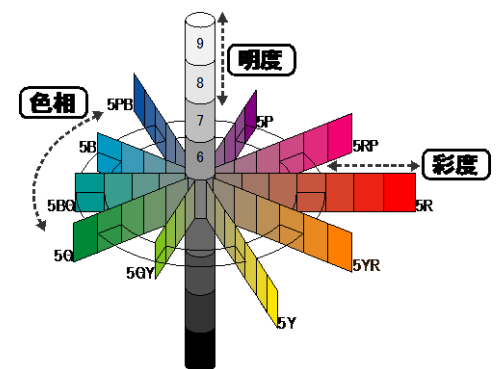
##### ○明度(あかるさ)

明度は、あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

##### ○彩度(あざやかさ)

彩度は、あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。

逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。



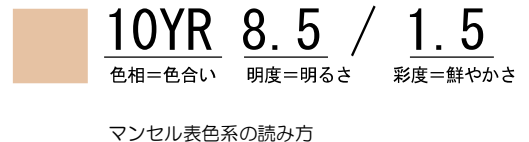
マンセル表色系のしくみ

##### ○色の面積効果

明るい色は小さな面積で見た場合に比べ、大きな面積になると、いっそう明るい色に見えます。有彩色では色味もやや増したように感じます。一方、暗い色は小さな面積で見た場合に比べ、面積が大きくなるにしたがって、いっそう暗い色に見えてきます。有彩色では彩度もやや低くなったように見えます。このように明るさや色味に差がでるだけでなく、イメージも変化して見える現象を色の面積効果と呼んでいます。

## ○マンセル記号

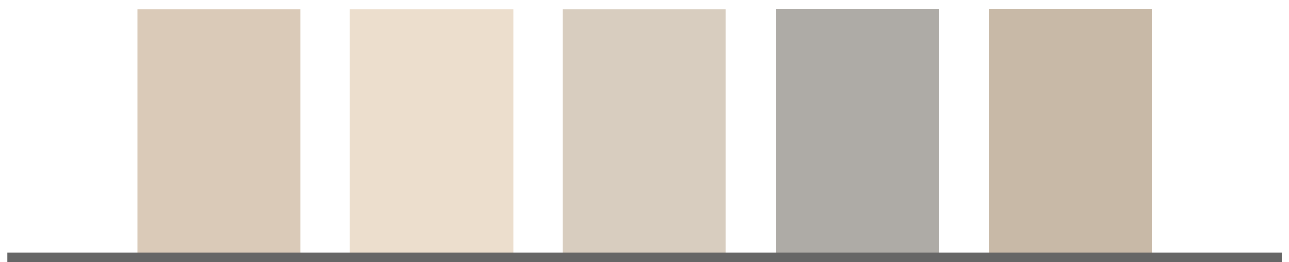
マンセル記号は、これらの3つの属性を組み合わせて、ひとつの色彩を表記する記号です。有彩色は10YR8.5/1.5のように、色彩、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色はN4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。



## ②色彩調和の考え方

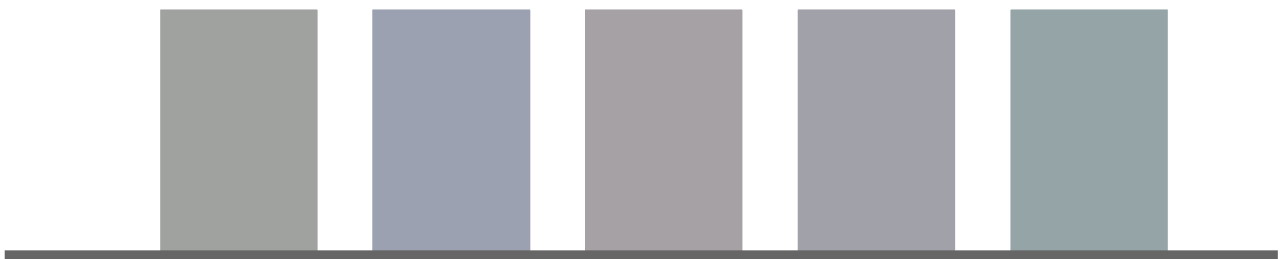
### ア) 色相型調和

同系の色相で揃える配色手法。赤系や青系などの色合いで共通させることにより、調和感を得る方法です。同じ色相同士でも、明度や彩度に変化をもたせると、メリハリのある雰囲気を得られます。



### イ) トーン（色調）型調和

同じ明度・彩度で揃える配色手法。色相はいろいろありますが、同じ明度・彩度で共通させることにより、調和感を得る手法です。



## ○規模や形態にふさわしい色彩・配色

建築物等の色彩はすべて単色で構成されることもあれば、いくつかの色彩が組み合わせられることもあります。

こうして用いられる色彩は、同じ配色でも建築物等の規模や使用部位によって印象が変わります。

さらに、規模・形態や建つ場所によっては周辺との連続性や共通性に配慮しながら、地域の景観を良好にする先導的な色彩環境を形成したり、ある程度の広がりを持つ、まとまった色彩景観を形成することもできます。

## ■地域別色彩の考え方

		まち		
		駅周辺	既成市街地	ニュータウン
地域別の色彩のキーワード	色彩基準に活かしたい 景観のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な緑を感じられる</li> <li>潤い</li> <li>まちの顔となる質の高いデザイン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>温暖な千葉・外房の気候</li> <li>住みやすさ、住みごち</li> <li>明るく、おだやか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>良質な住環境（地区計画）</li> <li>緑が多く、市民も熱心に手入れを行っている</li> </ul>
	連想する色	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的ににぎわいを演出するアクセント色</li> <li>上質さを伝える色</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>温かみのある色</li> <li>穏やかな色</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画に準じた色彩とする</li> </ul>
色彩による景観づくりの方向性		<ul style="list-style-type: none"> <li>大網白里市の生活の上質さが伝わるよう、デザインだけでなく、色の組み合わせも工夫しましょう</li> <li>市の顔となる駅前空間のにぎわい創出のため、アクセントカラーを効果的に採用するなど、上質なデザインに寄与する色彩としま</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>穏やかで温かみのある九十九里の気候となじむ、落ち着いた色のある色彩としましょう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画が定められている地区は、地区計画に基づく色彩、地区計画が定められていないニュータウンについては、地区計画に準じる色彩としましょう</li> </ul>

## ■地域別色彩の考え方

		やま	さと	はま
		地域別の色彩のキーワード	<ul style="list-style-type: none"> <li>こんもり</li> <li>丸み</li> <li>ふくらみ</li> <li>山並み（稜線）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>田園風景</li> <li>屋敷林</li> <li>広がり</li> <li>明るい</li> </ul>
連想する色		<ul style="list-style-type: none"> <li>深い山の木々の色</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>田に映える、明るい色も可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベースカラーは、九十九里の広がる海岸の色</li> <li>黄味を帯びた灰色の砂</li> </ul>
色彩による景観づくりの方向性		<ul style="list-style-type: none"> <li>深い山の木々と調和するよう、明るすぎる色や鮮やかな色は避けましょう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋敷林のみどりや広がりある空、田んぼのみどりなど、さとの明るい色にも映える色を選びましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青空を意識して、明るさや広がり合う色を選びましょう</li> <li>はまでの活動（レジャー、祭りなど）など、季節ごとに移ろう景観を引き立たせる色彩としましょう。</li> </ul>

市内全域を対象に、色彩に関する調査を行った結果を以下に示します。

(1) やま (里山)

■全体傾向

大網白里市には、なだらかな丘陵地帯があり、里山での暮らしが続けられていて、山や田畑の手入れがいきとどいた、のどかな生活景観が広がっている。

里を守ってくれる神社の鳥居の色が点景となって、大切に守ってきた歴史を感じさせる。

■色彩傾向

山の森の緑、田畑の作物の緑に囲まれているため、GY (黄緑) 系の濃淡が主となる色彩である。2.5GY, 5GYであり、あたたかい地域らしい黄みに寄った緑の傾向といえる。

村落の住宅の屋根色は、周囲の緑と似たような明るさの灰色瓦を用いており、周囲になじんでいる。在来工法の住宅の外壁は中～遠景になるとほとんど見えないことが分かる。



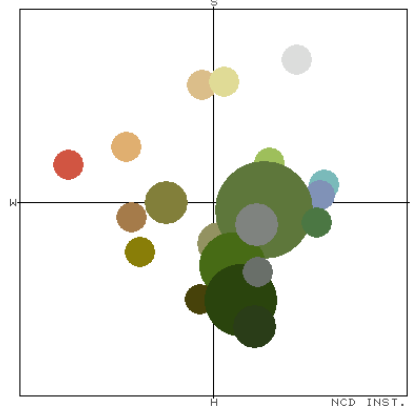
■色相&トーン分布図

		R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	計	Neutral		
は	V												あ	N9.5	
	S	2.3			2.3							4.5	か	N9	2.3
で	B												あ	N8	
	P												か	N7	
あ	Vp												か	N6	4.5
	Lgr		2.3	2.3								4.5	み	N5	2.3
じ	L		2.3		2.3			2.3	2.3			9.1	く	N4	
	Gr				4.5							4.5	ら	N3	
み	DI		2.3	4.5	25.0	2.3						34.1	ら	N2	
	Dp			2.3	11.4							13.6	い	N1.5	
く	Dk				2.3	13.6						15.9	計		9.1
	Dgr				4.5							4.5			
計		2.3	6.8	15.9	59.1	2.3		2.3	2.3			90.9			

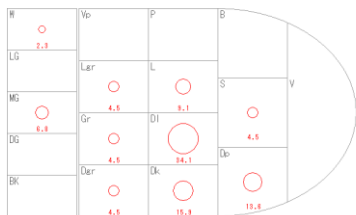
■色相分布分析



■イメージスケール分析



■トーン分布分析





## (2) まち (海岸1)

### ■全体傾向

海岸に平行した道路周辺は、戸建て住宅、集合住宅、商業施設などが混在しており、特徴がつかみにくい景観をなしている。

### ■色彩傾向

色彩は、幅広く出現しており、彩度の高い色や暗い色など多種多様である。

ここでは事例の一つとして、他地域より海岸近辺を意識したと思われる特徴的な色彩を施した建造物の色彩を確認した。屋根色も青緑系（BG系）を用いるなど、他の地域より幅広いと推測される結果である。

この周辺に関しては、色彩の面からだけでも、再度、現状調査が必要であろう。また、他町村との関連も含めて今後の方向性の整理などが重要と思われる。

### ■色相 & トーン分布図

		R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	計	Neutral	
は で	V												あ	N9.5
	S												か	N9
あ か る い	B												る	N8
	P												い	N7
じ み	Vp												み	N6
	Lgr		33.3									33.3	み	N5
く ら い	L		33.3									33.3	く	N4
	Gr												ら	N3
計	DI						33.3					33.3	い	N2
	Dp												計	N1.5
	Dk													
	Dgr													
計			66.7				33.3					100		

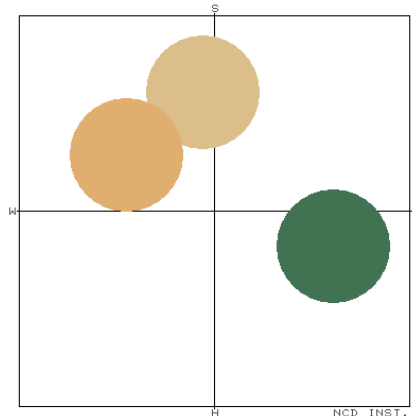


★商業施設や住宅などが混在しており、色も多彩である

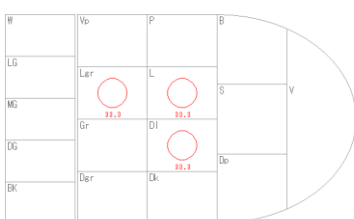
### ■色相分布分析



### ■イメージスケール分析



### ■トーン分布分析



### (3) まち (ニュータウン)

#### ■全体傾向

植栽の緑豊かな環境の中で、統一感のある戸建てが建ち並び、優良な景観のニュータウンが特徴的である。

#### ■色彩傾向

今回は公園からの視点も含めたため、緑 (GY) の分量も非常に多い。  
戸建ての住宅の色彩は、YR (黄赤) および Y (黄) の色相中心で、中～低彩度の色をまとまりのある使い方を用いており、あかるくのどかな印象の景観を形成している。

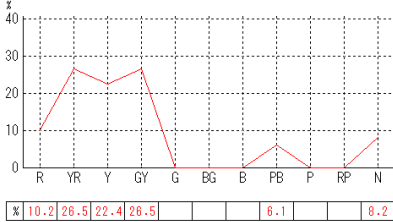
★最近の開発では、黄緑系など使われている色相の範囲が広がったり、白+焦げ茶のようにコントラストの強い組み合わせ、太陽熱発電パネルの黒っぽい屋根なども増えてきているようである。

#### ■色相 & トーン分布図

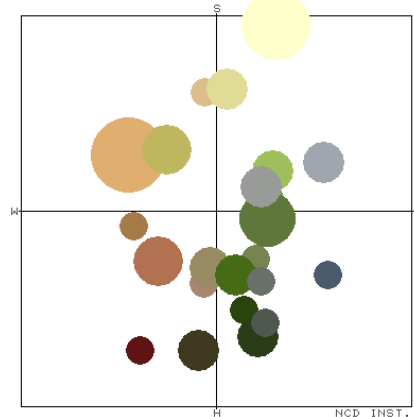
		R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	計	Neutral	
は で	V												あ か る い	N9.5
	S				2.0							2.0	N9	
あ か る い	B												N8	
	P												N7	4.1
じ み	Vp			12.2								12.2	N6	
	Lgr		2.0	4.1					4.1			10.2	N5	2.0
く ら い	L		14.3	6.1	4.1							24.5	N4	2.0
	Gr	2.0	4.1		2.0							8.2	N3	
い	DI	6.1	2.0		8.2				2.0			18.4	N2	
	Dp				4.1							4.1	N1.5	
計	Dk	2.0			2.0							4.1		
	Dgr		4.1		4.1							8.2		
計		10.2	26.5	22.4	26.5				6.1			91.8	計	8.2



#### ■色相分布分析



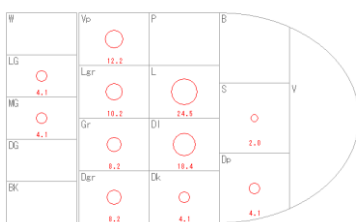
#### ■イメージスケール分析



★近年増加している住宅の色彩傾向



#### ■トーン分布分析



#### (4) まち (既成市街地、駅周辺)

##### ■全体傾向

ここでは、駅から繋がる新しく整備中の道路付近を、これから発展する地区の一つとして確認した結果をあげている。

##### ■色彩傾向

建物および、舗道の路面はYR (黄赤) 系を中心に、黄みのページョ〜薄い茶の範囲が中心となっている。

明るめで、おだやかな印象である。

高い建物が少ないため、空が占める割合も高い傾向である。

★市街地全体を屋上から観察した事例も参考に挙げている。市街地全体ではないが、屋根色の多彩さなど、市街地の一つの特徴とみられる。

★歴史的建造物は多くはないのであろうが、建造年代の当時の大網白里市の特徴を示していると思われる。今後の色彩の計画等の参考にもなるだろう。

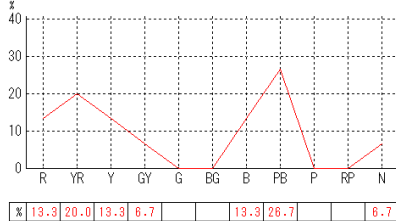
##### ■色相&トーン分布図

		R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	計	Neutral		
は	V												あ	N9.5	
	S												か	N9	
あ	B												る	N8	6.7
	P								6.7			6.7	い	N7	
い	Vp												じ	N6	
	Lgr												み	N5	
じ	L		6.7	13.3				13.3	13.3			46.7	み	N4	
	Gr	6.7	13.3						6.7			26.7	く	N3	
み	DI	6.7				6.7						13.3	ら	N2	
	Dp												い	N1.5	
く	Dk												計	6.7	
	Dgr														
計		13.3	20.0	13.3	6.7			13.3	26.7			93.3			

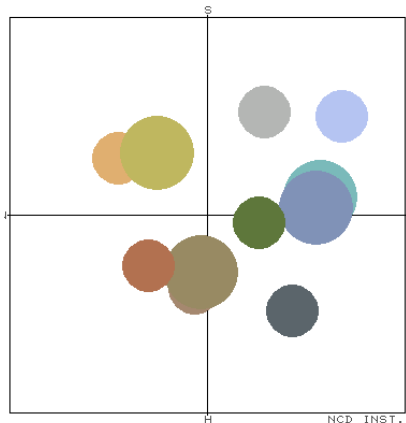


★市街地全般で見ると、屋根色も壁面の色も、多くの色相を用いており、煩雑な印象を受ける

##### ■色相分布分析



##### ■イメージスケール分析



##### ■トーン分布分析



★参考;古くからある建造物はYR系の色を用いていた。

## (5) さと (大網白里アリーナ)

### ■全体傾向

ここでは、公共建築物の事例として、住民が良く利用するアリーナの色彩について確認を行った。アリーナは規模も大きく、高さのある建造物であるが、周辺を植栽に囲まれ、拡がりのある景観の中になじんでいる。

### ■色彩傾向

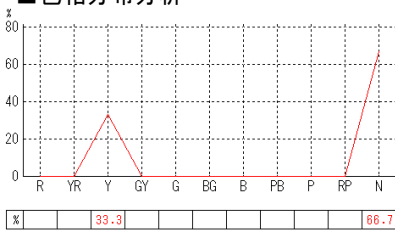
正面の壁面に施された黄色は、周辺にない色彩のために非常に目立つ。彩度は高く、ヴィヴィッドと言う最も鮮やかなトーンのため、遠く離れても認識しやすい色である。



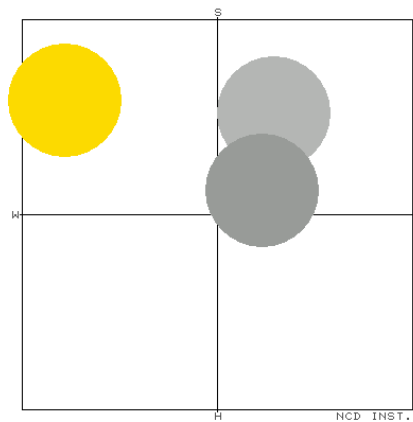
### ■色相&トーン分布図

		R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	計	Neutral	
は で	V			33.3								33.3	あ か る い	N9.5
	S													N9
あ か る い	B													N8
	P													N7
じ み	Vp													N6
	Lgr													N5
く ら い	L													N4
	Gr													N3
い	DI													N2
	Dp													N1.5
計	Dk													
	Dgr													
計				33.3								33.3	計	66.7

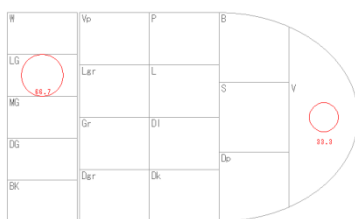
### ■色相分布分析



### ■イメージスケール分析



### ■トーン分布分析



## (6) さと (田園地帯)

### ■全体傾向

旧来からの田園地帯は、屋敷林も保持し、耕作地と林の緑の濃淡で構成された生き生きとして爽やかな、そして安らぎを感じさせる景観が続いている。

特に現在は構想の建造物が少なく、空の見える割合も多い。

### ■色彩傾向

今回調査では、大網白里市で長年生け垣などに用いられてきたイヌマキの葉の緑の色の確認を行った。千葉県のみならず、周辺の地域でもよく見かけ、親しまれている樹種である。

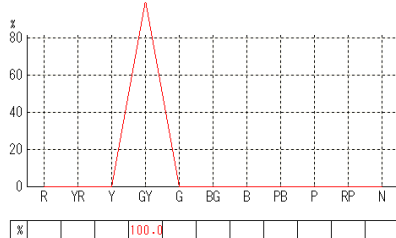
やや光沢のある厚い葉をしているので、表面の明るい色と影になって深く濃く見える緑との混在である。明るいほうは2.5GY, くらいほうが5GY というように、黄色みに近い黄緑色をしているため、あかるい印象を作り上げる生け垣の色といえそうである。

### ■色相 & トーン分布図

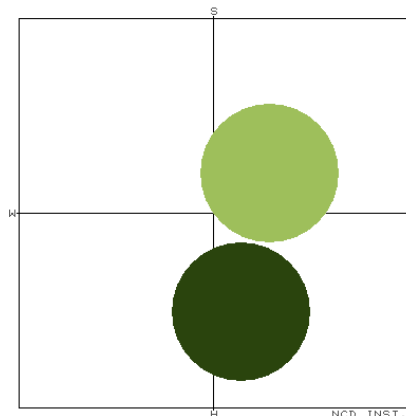
	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	計	Neutral	
は	V											あ	N9.5
で	S											か	N9
あ	B											る	N8
か	P											い	N7
る	Vp											じ	N6
い	Lgr											み	N5
じ	L				50.0						50.0	み	N4
み	Gr											く	N3
	DI											ら	N2
く	Dp											い	N1.5
ら	Dk				50.0						50.0	計	
い	Dgr												
計											100		



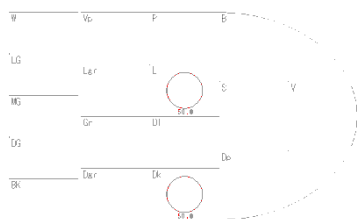
### ■色相分布分析



### ■イメージスケール分析



### ■トーン分布分析





## (7) はま (海岸2)

### ■全体傾向

九十九里独特の砂浜の広い景観が続いている。日本の他の地域ではあまり見られないスケール感を持ち、伸びやかで非常にすっきりした景観である。

### ■色彩傾向

浜からの視点では、空と浜で構成されているように見え、浜の色の影響が強い。

海の色は非常に濁った青紫みを帯びた色である。

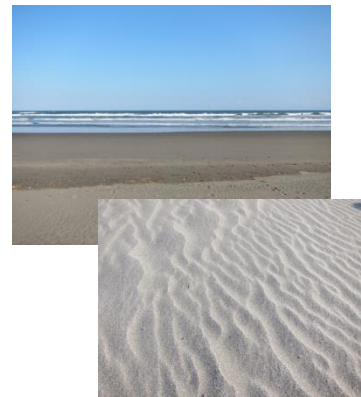
今回の測色調査時は曇天であったため、空の色については割愛した。

(注；掲載写真は、別途事前調査時の写真である)

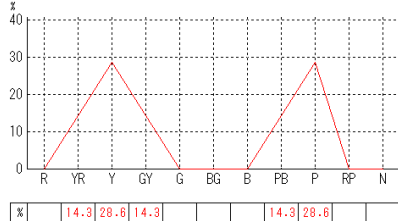
風が強いいためか、低木も見られない景観で、はまなすの可憐な花の色が色を添えている程度である。

### ■色相 & トーン分布図

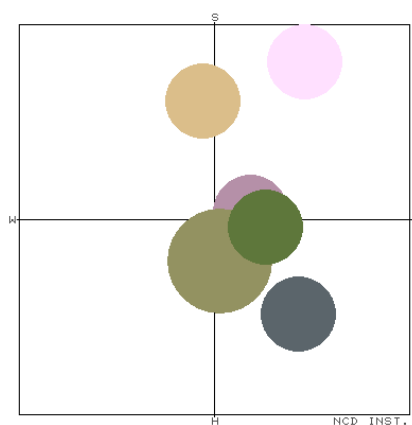
		R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	計	Neutral	
は で	V												あ か る い	N9.5
	S													N9
あ か る い	B												じ み	N8
	P													N7
い	Vp									14.3		14.3	み	N6
	Lgr		14.3									14.3		N5
じ み	L									14.3		14.3	く ら い	N4
	Gr			28.6					14.3			42.9		N3
く ら い	DI				14.3							14.3	計	N2
	Dp													N1.5
計	Dk													
	Dgr													
計			14.3	28.6	14.3				14.3	28.6		100		



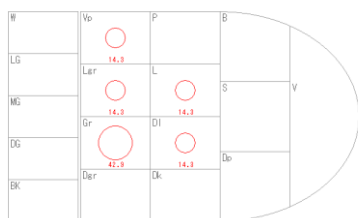
### ■色相分布分析



### ■イメージスケール分析



### ■トーン分布分析

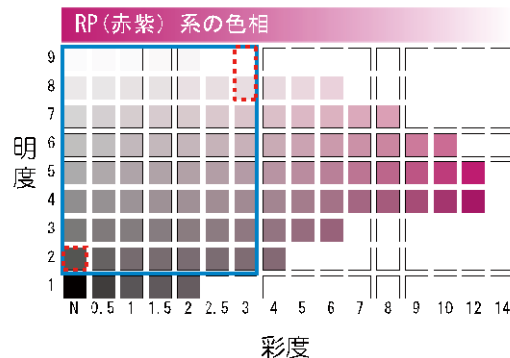
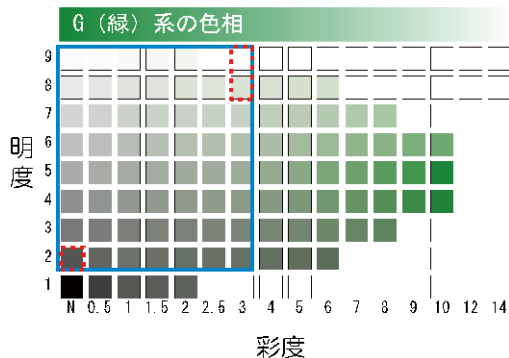
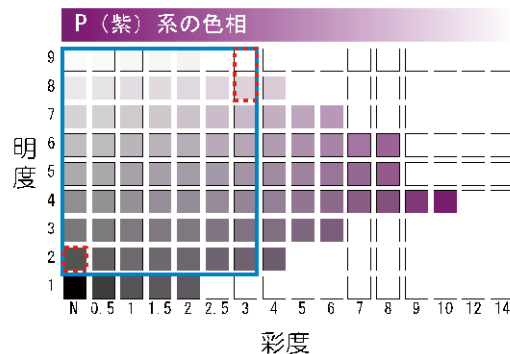
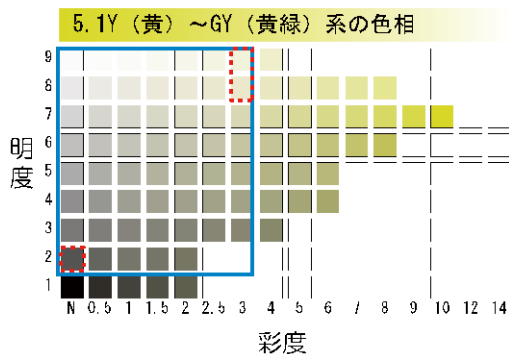
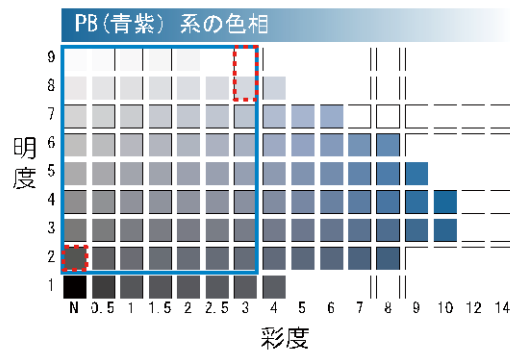
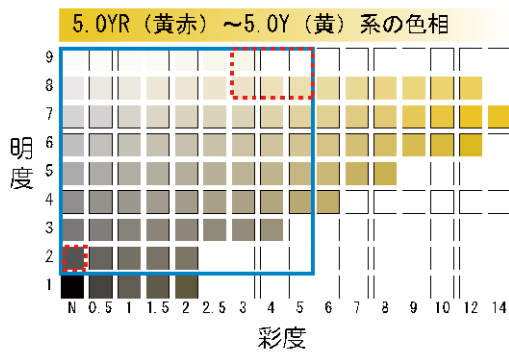
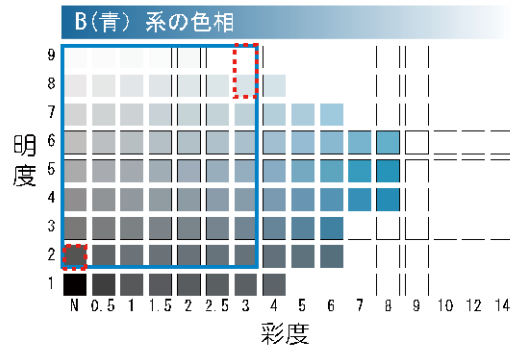
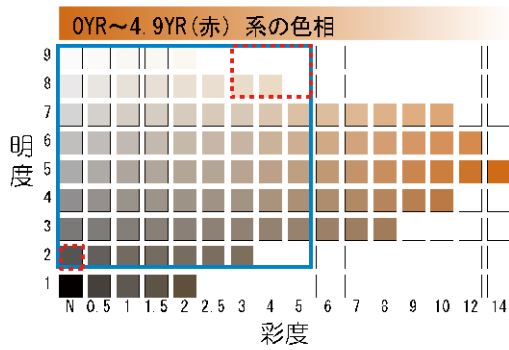
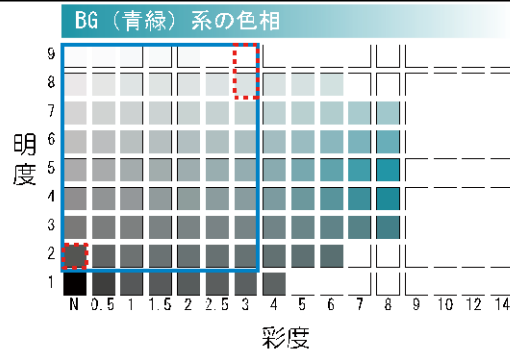
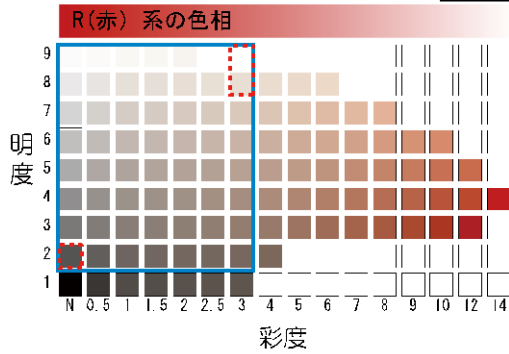




## 2) 使用可能範囲+避けた方がよい色彩

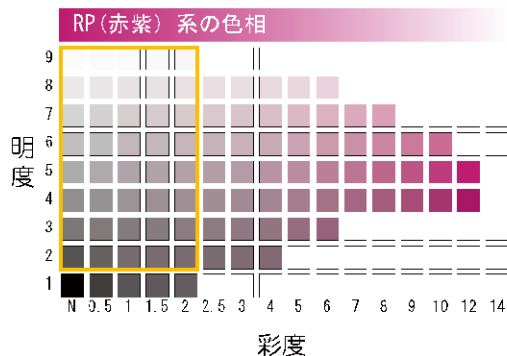
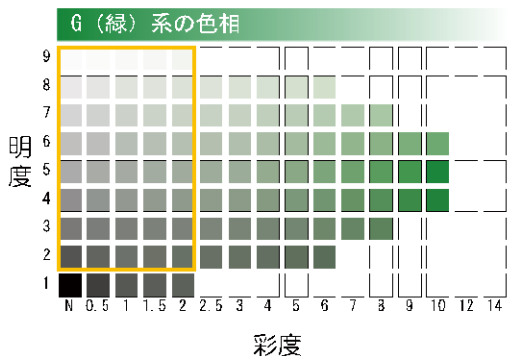
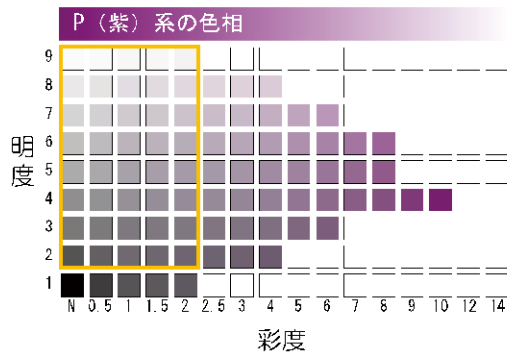
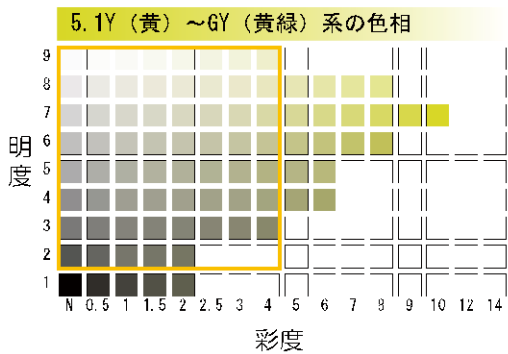
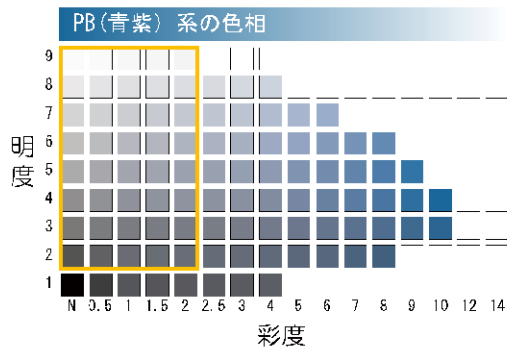
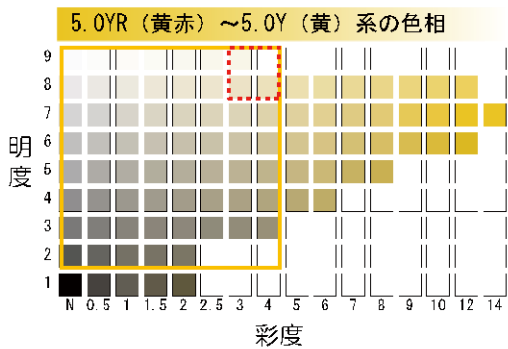
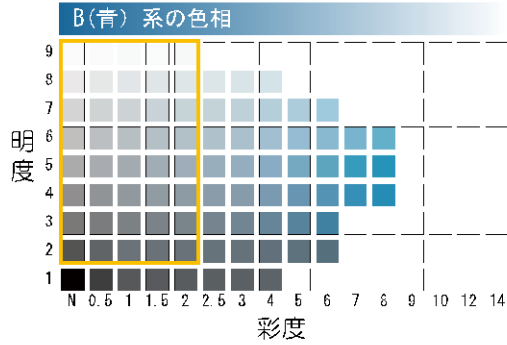
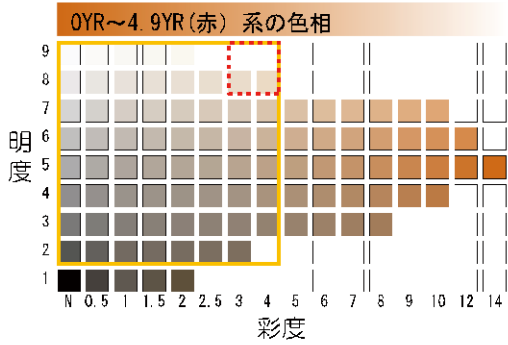
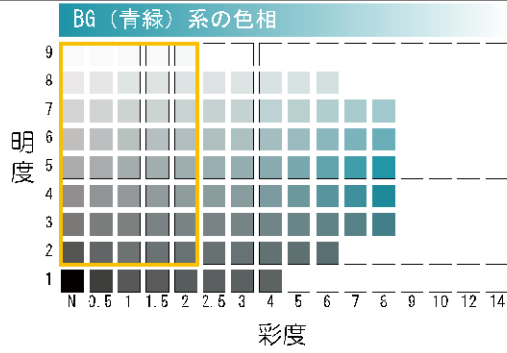
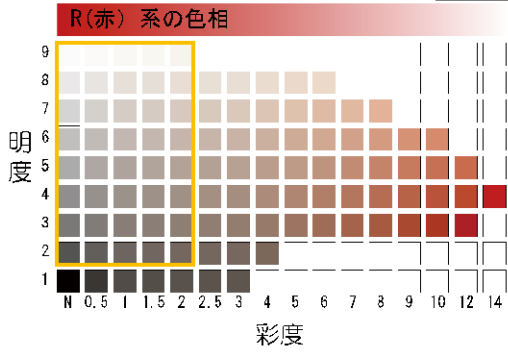
### ■色相と彩度の関係【市街化区域】

市街化区域の使用可能範囲
  避けた方がよい色彩



■色相と彩度の関係【市街化調整区域】

市街化調整区域の使用可能範囲 (黄色枠) 避けた方がよい色彩 (赤点線枠)



#### (4) 届出の流れ

景観法に基づき、行為に着手する30日前までに届出が必要となります。また条例に基づき、届出に先立って景観計画や条例の内容と計画内容等の適合状況について、市との事前協議ができます。

